

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	入札説明書	質問	1	第1					入札説明書の定義	入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答によるものとありますが、要求水準書(案)に関する質問・回答及び昨年12月12日に実施されました直接対話時の質問・回答も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・回答は含みますが、直接対話時の質問・回答は含みません。
2	入札説明書	質問	2	第2	5				基本方針	選定事業者は「環境にやさしい施設を整備する」ために、「環境に配慮した設備・機器の導入」及び「再生可能なエネルギーの利用」のいずれか若しくは両方の採用を選択することができるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	質問	2	第2	5				方針2	貴市にて把握している「地域の火葬習慣」はどのようなものがあるでしょうか。	告別式を行った後にご遺族が斎場に来場し、故人と最期のお別れの後、火葬中は飲食待合室で過ごし、火葬終了後に収骨(部分収骨)を行うことが「地域の火葬習慣」と認識しています。
4	入札説明書	質問	2	第2	5				方針2	「利用者ニーズ」につきまして貴市にて利用者へのアンケートの実施や市民意見募集等をおこなってありましたら、その結果をご提示頂けないでしょうか。	利用者アンケートの結果を市ホームページ上で公表いたします。
5	入札説明書	質問	3	第2	7	(2)			維持管理業務	業務を実施するにあたり、必要な会社の許認可等があれば教えてください	事業者でご確認ください。
6	入札説明書	質問	4	第2	8				事業期間	「平成33年4月本施設の使用開始」とありますが、事業契約書(案)別紙1事業日程には「供用開始予定日平成33年4月1日」と記載があります。「使用開始」と「供用開始」は同じ意味であるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	質問	4	第2	8				事業期間	平成33年4月の本施設使用開始後、平成33年8月迄が既存施設等の解体・撤去、跡地整備の期間となっておりますが、周辺近隣・環境・新施設利用者への配慮・確実な安全確保を優先する都合、工事完了時期を平成33年8月にこだわらず、事業者提案とさせていただけないでしょうか	事業者提案とはせず、原案のとおりとします。
8	入札説明書	質問	4	第2	10	(2)			維持管理業務	対価の支払いについて、支払時期や方法の予定を教えてください	事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」をご参照ください。
9	入札説明書	質問	4	第2	10	(3)			選定事業者の収入	物品販売による収入について、選定事業者から業務を委託された運営企業が利用者から直接、收受することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	質問	7	第3	3	(3)			応募者の入札参加資格要件	設計企業、建設企業、工事監理企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業、維持管理企業、運営企業以外の企業が、構成企業または協力企業として参画する場合の参加資格要件は特段定められていませんが、様式2-13(入札参加資格確認の附属資料提出確認書)で示された「全ての構成企業・協力企業」①～⑧を提出すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。また、様式2-5～2-11に該当する書式についても、任意様式で作成のうえ提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	質問	7	第3	3	(3)			FA企業等の入札参加資格要件について	FA業務やSPC管理業務を行う企業が構成員となる場合、「役務の提供等」に関して入札参加資格者名簿に記載されていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	質問	9	第3	3	(5)			構成企業等の変更	やむを得ないと判断されるのはどのような場合でしょうか。また変更可能期間をご教示願います。	変更可能期間含め、個別に判断します。
13	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(ア)	民間事業者との直接対話	貴市の考えと応募事業者の提案に齟齬が発生しないためにも実施する対話の時間は1グループ当たり相応の時間(2時間以上)を確保していただけないでしょうか。	ご意見を承り、直接対話の時間を1グループあたり90分以内とします。直接対話の詳細については、別途通知します。
14	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(オ)	民間事業者との直接対話	複数企業での参加となり専門的な担当者の出席も考えられるため、貴市の考えと応募事業者の提案に齟齬が発生しないためにも対話の参加可能人数を増やしていただけないでしょうか。	ご意見を承り、直接対話の参加人数を10名以内とします。なお、参加申込については、既存の様式1-3を活用して記入して提出をお願いします。直接対話の詳細については、別途通知します。
15	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(オ)	民間事業者との直接対話	対話結果によって事業への参加可否が決まる可能性もあるため、単独企業での参加を可能としていただけないでしょうか。	不可とします。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
						(1)	オ	(オ)			
16	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(オ)	直接対話参加人数	提案分野が多岐にわたるため参加人数を増やして頂けないでしょうか	入札説明書質問回答No.14をご参照ください。
17	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(オ)	直接対話の参加人数	本事業は、事業者の担当業務が多岐にわたり、構成企業・協力企業の数が多くなることから、1グループ15名以内など、参加人数を増やしていただきたく存じます。	入札説明書質問回答No.14をご参照ください。
18	入札説明書	質問	11	第3	4	(1)	オ	(カ)	民間事業者との直接対話	事業者ノウハウの流出や提案内容に影響するリスクが考えられるため対話内容の公表・非公表については事前に確認させていただけないでしょうか。	対話内容は原則非公表ですが、市が必要と判断した場合は、当該事業者と事前に確認のうえ公表します。
19	入札説明書	質問	12	第3	4	(2)	イ		FA企業等の入札参加資格要件確認申請書について	FA業務やSPC管理業務を行う企業が構成員となる場合、当該企業の入札参加資格要件確認書については、「様式2-11(入札参加資格要件確認書(運営企業))」を用いてもよろしいでしょうか。	入札説明書質問回答No.10をご参照ください。
20	入札説明書	質問	12	第3	4	(2)	イ		提出様式の押印について	入札参加資格申請を支店長名等で行っている場合、参加表明書類における押印等は、支店長名等または代表取締役によるものどちらでも可ということによろしいでしょうか。	本市の入札参加資格者名簿への登録を支店長名で行っているのであれば、各様式への記載及び押印等は支店長のものとしてください。併せて、様式集質問回答No.17もご参照ください。
21	入札説明書	質問	13	第3	4	(2)	イ		入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成	「様式2-1～2-14は、必要な添付書類等を含め、正1部・副1部を作成すること」とありますが、様式2-13及び2-14については、企業の数だけ必要となるとの理解で宜しいでしょうか(たとえば5社の場合、正5部、副5部)	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	質問	12	第3	4	(2)	イ		入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書	『正1部・副1部を作成』とありますが、副本は正本のコピーで可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	ア	(ア)	提案書類の提出	提案書類の提出はあらかじめご連絡し時間を決めた上での提出ではなく、記載時間帯内で任意の時間に提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	イ		提案書類の作成方法	『正1部・副15部』、『副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可』とありますが、正本は企業名やマーク等を使用しても可であるが、副本はその正本の単なるコピーではなく、企業名やマーク等を削除等の措置を施したものを15部作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	イ		提出書類の作成方法	1ポツ目に、「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする」とあり、一方で、様式集P5には、「正本・副本ともに構成企業及び協力企業については企業名がわからないよう設計企業A、建設企業B等と置き換えるものとし、その対応表(様式任意)を正本の最初のページに綴じ込むこと」とあります。いずれが正でしょうか。	入札説明書が正しい表記です。様式集を修正します。
26	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	イ		提案書類の作成方法	「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可」とありますが、様式集P5記載のとおり、「正本・副本ともに構成企業及び協力企業については企業名がわからないよう設計企業A、建設企業B等と置き換えるものとし、その対応表(様式任意)を正本の最初のページに綴じ込む」という対応でよろしいでしょうか。	入札説明書質問回答No.25をご参照ください。
27	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	イ		提案書類の作成方法	「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可」とありますが、記載が認められない企業は、「代表企業」「構成企業」「協力企業」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。「代表企業」「構成企業」「協力企業」以外の企業(下請企業、関係団体、アドバイザー、金融機関、保険会社等)は記載可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	質問	14	第3	4	(4)	イ		提案書類の作成方法	「簡易ファイル綴じ」とありますが、ファイルの種類(材質等)や綴じ方には特段の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	質問	15	第3	4	(4)	ウ	(カ)	b 契約保証金	「本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A～D)」とありますが、消費税及び地方消費税を含む金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
30	入札説明書	質問	15	第3	4	(4)	ウ	(カ)	入札保証金及び契約保証金	契約保証金には記載されている対価に対する消費税は含まない金額の100分の10以上とのことでよろしいでしょうか。	入札説明書質問回答No.29をご参照ください。
31	入札説明書	質問	15	第3	4	(4)	ウ	(キ)	保険	市は建物総合損害共済と同程度の保険付保を予定しているとあり、事業者として本施設への火災保険の付保は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	質問	16	第3	4	(4)	ウ	(ク)	入札の無効	応募グループが1社でも入札は無効とならないでしょうか？	無効とはなりません。
33	入札説明書	質問	16	第3	4	(4)	ウ	(コ)	入札価格の記載等	「提案書に使用する基準金利は、平成30年7月10日の午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートをを使用すること」とありますが、改めて公表資料として公表していただけたらとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	質問	16	第3	4	(4)	ウ	(コ)	提案書に使用する基準金利について	仮にTSRがマイナスとなった場合は、基準金利の下限は0%であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書	質問	17	第3	5	(1)			応募者に対するヒアリング	応募者に対するヒアリングはパワーポイントなどを用い、提案に使用した図絵のみを用いて行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ヒアリングの詳細は入札参加資格確認後、代表企業に別途通知します。
36	入札説明書	質問	18	第3	6	(3)			事業契約の締結	事業契約締結までに契約保証金の納付等を行いますが、契約締結していない時期に履行保証保険の付保が出来ない可能性もあります。その場合には保証金の納付等の時期について協議いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。 また、本契約が担保されない中での保証金納付や履行保証保険の付保等は本契約できなかった場合には過大な費用負担となるため事業契約締結後速やかに行うようにしていただけないでしょうか。	前段は、協議は行いません。 後段は、豊橋市工事請負契約約款第4条に基づき契約の締結と同時に納付となります。
37	入札説明書	質問	19	第3	6	(4)			その他	都市計画審議会において認められない場合は事業契約を締結せず、選定事業者に生じる費用について損害を賠償しないとありますが、本事業への応募費用(提案書作成等に係る費用)やSPCを設立する費用に関しては貴市にて負担をいただけないでしょうか。 もしくはSPCの設立は都市計画審議会の結果により設立することでよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第8条をご参照ください。なお、市では都市計画審議会の開催を10月中旬から下旬に予定しています。基本協定の締結後のSPCの設立時期は事業者任せですが、仮契約以降のスケジュールに支障が出ないようにしてください。
38	入札説明書	質問	20	第4	2				債務負担行為	記載されている限度額は、火葬に関する光熱水費、火葬以外に関する光熱水費(物品販売業務に関する光熱水費は含まない)も含まれた金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	質問	20	第4	2				債務負担行為	本事業の入札に伴う予定価格は、記載されている限度額と同じとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格と債務負担行為限度額は同一の意味ではありませんが、債務負担行為限度額の7,580,000千円は、本事業における支出の総額として見積っている金額であり、債務負担行為限度額に含まれるものはすべて入札金額の対象となる費用です。
40	入札説明書	質問	20	第4	2				債務負担行為について	債務負担行為については割賦代金に係る金利や消費税等も含まれている金額ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	質問	20	第4	2				債務負担行為	「7,580,000千円」は消費税及び地方消費税の額を含む数字でしょうか、それとも含まない数字でしょうか。消費税及び地方消費税の額を含む場合は、税抜き金額・消費税及び地方消費税の額・消費税税率について、それぞれご教示ください。	前段は、入札説明書質問回答No.40をご参照ください。 後段は、消費税率10%で設定していますので、事業者で計算してください。
42	入札説明書	質問	20	第4	2				債務負担行為	7,580,000千円は、消費税及び地方消費税抜きの予定価格(入札金額の上限)と理解してよろしいでしょうか。 7,580,000千円が予定価格(入札金額の上限)と異なる場合、当該金額には、入札金額の対象となる費用以外に、具体的にどのような費用が含まれているかご教示ください。	前段は、入札説明書質問回答No.39及びNo.40をご参照ください。 後段は、入札説明書質問回答No.39をご参照ください。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	落札者決定基準	質問		3	②			別表1	事業期間後も考慮した長期修繕計画(市が行う大規模修繕を含む)の具体性・妥当性	事業期間中(施設供用開始後16年目以降20年目)に市が行う大規模修繕の実施を提案する場合、事業者が実施する修繕費の発生が抑制され、入札金額の減額が可能となります。ただし、この場合、事業期間中に市が負担する修繕費総額(大規模修繕修繕費+サービス購入費F)は逆に増加することになります。評価の視点として、①事業期間中に大規模修繕が発生しない提案と、②16年目から20年目に市による大規模修繕を実施し、事業者が負担する修繕費を抑制する提案のどちらの評価が優れていることになるのかご教示ください。(価格審査上は、②の方が、点数が高くなります。)	審査に関する事項については回答できません。
2	落札者決定基準	質問	5	第3	1	(1)			入札価格の確認	予定価格は、入札説明書第4、2の債務負担行為の設定額という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書質問回答No.39をご参照ください。
3	落札者決定基準	質問	5	第3	1	(1)			入札価格の確認	応募全グループが予定価格を上回ってしまった場合、再入札になるとの理解で宜しいでしょうか。またその場合は再入札までに提案書の修正を行うことは可能でしょうか。	前段は、再度入札公告を行う予定です。後段は、再度入札公告時に公表する入札説明書等に基づき提案書を提出していただくこととなります。
4	落札者決定基準	質問	6	第3	2	(2)		表3	内容評価の採点基準	審査委員5名が各々A、B、C、Dで評価し平均を得点とするのでしょうか、それとも、5名の合議によりA、B、C、Dの評価付けを行うのでしょうか。ご教示願います。	審査に関する事項については回答できません。
5	落札者決定基準	質問	別表1	1	6	①			設計・建設に関する事項 火葬炉の性能	評価の視点に、主燃焼炉の燃焼効率、再燃焼炉の燃焼効率とありますが、貴市の想定する燃焼効率の定義をご教示ください。	特に定義づけておりません。
6	落札者決定基準	質問	別表1	1 2	8 1	⑧ ①			災害等の非常時におけるハード対策 維持管理業務(火葬炉)	停電時における…環境基準を満足する排気手段についての提案、異常時における排ガスや…速やかな対応についての提案と両方の記載がありますが、異常時の中に停電時が含まれると解釈されますが、貴市の想定する異常時の定義をご教示ください。	火葬炉設備や機器の故障等により炉内温度や排ガス温度等が正常でない状態にあることと定義づけています。
7	落札者決定基準	質問	別表1						提案内容の評価項目及び配点	評価の視点に関して、求める提案内容が記載されていますが、それぞれの提案に対して、どのようなものを評価するのかについては後日公表されるのでしょうか？ (例)各会葬者グループの動線分離の明確性 等	公表しません。
8	落札者決定基準	質問	別表						3 事業計画に関する事項	「1 全体計画」の評価の視点④において、「評価項目以外の観点からの優れた提案」とありますが、これは、様式8-1(事業計画に関する全体計画)として、評価の視点①②③以外の観点の提案がある場合評価されるとの理解で良いでしょうか。それとも、すべての提案様式が対象でしょうか。	審査に関する事項については回答できません。
9	落札者決定基準	質問		3	4				地域経済への配慮・貢献	地域経済への配慮・貢献に関して、例えば「地元企業の活用」はどのような評価基準で評価されるのでしょうか。例以外に貴市として基準もしくは想定されているものが有りましたらご教示ください。	審査に関する事項については回答できません。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答
1	様式集	質問	1	1			提出書類(電子データ保存形式)	MS-Word、MS-Excelについて、バージョンの指定がありましたら、ご教示ください。	2007以上とします。
2	様式集	質問	1				提案書類の電子データ保存形式について	電子データの保存形式についてwordが指定されている様式につきましては、PDF形式での提出もお認めいただけないでしょうか。	保存形式に、全てPDFを追加します。
3	様式集	質問	2	様式6-1～8-4				電子データ保存形式がMS-Wordとなっておりますが、場合によってはレイアウト等が崩れたり、文字化け等の可能性があるため、PDF(テキスト等がコピーできる形式)での保存形式とさせていただけないでしょうか？	様式集質問回答No.2をご参照ください。
4	様式集	質問	2	様式6-1～8-4				各様式に記載されている枚数については上限であり、記載枚数以下での良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集	質問	2	様式6-1～8-4				各様式(様式6-2以降)は、枠線の有無や余白に関してはご指定はなく、入札者にて適宜決めればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、綴じ込みの際の余白については、ご注意ください。
6	様式集	質問	2	様式6-1～8-4				各様式には決められた枚数以外に補足のための添付資料は添付不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、一部の提案様式についての添付資料を認めます。様式集質問回答No.46～48をご参照ください。
7	様式集	質問	2～4				枚数	(6)設計・建設に係る提案に関する提出書類、(7)維持管理・運営に係る提案に関する提出書類、(8)事業計画に係る提案書類に関して、枚数制限の明記がありますが、当該枚数を超えて、各様式の提案内容を補足説明する資料の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集質問回答No.6をご参照ください。
8	様式集	質問	4	2	(1)		入札参加資格確認等に関する提出書類	『ファイルの表紙に「豊橋市斎場整備・運営事業 入札参加資格確認等に係る申請書」と記入し、背表紙に「正本・グループ名」を記載すること』とありますが、副本の場合はどうすればよいですか。	「副本・グループ名」としてください。
9	様式集	質問	4	2	(2)		提案審査に関する提出書類等	電子データは「CD-R」で提出とありますが、容量によっては、DVDでの提出も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	DVDでの提出も可とします。
10	様式集	質問	5				提出にあたっての注意事項	設計・建設、維持管理・運営、事業計画のそれぞれの様式毎にファイルするのでしょうか？それとも様式6-2から様式8-4を一式で一ファイルに綴じ込むことでよろしいでしょうか？	全体を1冊に綴じ込んでください。
11	様式集	質問	5				提出にあたっての注意事項	各書類へのインデックスとは例えば「様式6-2」等の様式番号を記載すればよろしいでしょうか？その場合には複数枚になる様式は最初の一枚にインデックスを付ければよろしいでしょうか？	「設計・建設に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」及び「事業計画に関する提案書」の3つに付けてください。
12	様式集	質問	5				提出にあたっての注意事項	ファイルは正副ともに二つ穴での綴じ込みで容易に抜き差しできるものでよろしいでしょうか。また、ファイルは紙製、プラスチック製等のご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	様式集	質問	5	2	(2)		提案審査に関する提出書類等	入札書を封入する「封筒」のサイズをご教示ください。	指定様式を折ることなく封入できるサイズであれば特に指定はしません。
14	様式集	質問	5	2	(3)		提出にあたっての注意事項	インデックスは、各書類の1枚目に直接貼り付けるものではなく、耳付きのインデックスシート(仕切り紙)を挟み込む形でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式集	質問	5	2	(3)		提出にあたっての注意事項	3ポツ目に、「各書類にインデックスを付けること。」とありますが、「設計・建設に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」及び「事業計画に関する提案書」の3つでよいとの理解で宜しいですか。	様式集質問回答No.11をご参照ください。
16	様式集	質問	8	様式1-3			直接対話の質問数	備考欄に、直接対話の質疑が「5問まで」との記載がありますが、5問以上はお認め頂けないということでしょうか。時間制限を設け、制限時間内であれば質問数によらずご対応いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえて、意見を10問以内とします。なお、様式の変更はありませんので、ご注意ください。
17	様式集	質問	10	様式2-1				「所在地」「商号又は名称」「代表者名」の記載及び押印する印鑑は、貴市の競争入札参加資格登録と整合させる必要がある(本社で登録していない場合、支店・営業所等の記載・押印が必要)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答
18	様式集	質問	22	様式2-13			附属資料	資料提出の際の製本について質問です。火葬炉企業の附属資料は様式2-8で添付するため、この様式(2-13)では応募者確認欄に○を付するのみで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
19	様式集	質問	22	様式2-13			附属資料	上場企業でないため有価証券報告書は附属しなくても宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	様式集	質問	22	様式2-13			法人住民税納税証明書、法人事業税納税証明書	入札参加資格確認の附属資料として「⑥法人住民税納税証明書」「⑦法人事業税納税証明書」とありますが、愛知県及び貴市における納税証明書ということでしょうか？納税先が愛知県又は貴市でない場合は添付不要ということでしょうか？	所在地を確認するものではありません。納税をしていることを証明できる資料を提出してください。
21	様式集	質問	22	様式2-13			入札参加資格確認の附属資料提出確認書	当社は、非上場企業のため、有価証券報告書を発行しておりません。そのため、本資料は附属しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか？	様式集質問回答No.19をご参照ください。
22	様式集	質問	27	様式5-1			入札書に記載する金額について	「※入札金額とは、サービス購入費A～Iの事業期間中の支払額の単純合計金額とすること。」とありますが、サービス購入費Hは実費精算であることから、入札価格に含めないとの理解でよろしいでしょうか？	事業契約書(案)質問回答No.127をご参照ください。
23	様式集	質問	28	様式6-1				「※本様式及び図面類は、他の様式とは別に、添付資料を含めA3ファイル綴じ」とありますが、提案図面においても枚数の規定があるところ、様式6-1に関する添付資料は不可との理解でよろしいでしょうか？	様式6-1表欄外の記載を「※本紙及び図面類は、他の様式とは別に、A3ファイル綴じとしてください。」に修正します。
24	様式集	質問	28	様式6-1			提案図面等一覧	様式6-1は提案図面等一覧の表紙になる様式であり、正1副15部提出するものですが、押印欄は必要でしょうか。また、様式6以外の様式には「表紙」はございませんが、問題はありますか？	前段は、押印欄は不要です。後段は、表紙はなくても問題ありません。
25	様式集	質問	28～52	様式6～8一式				図面類、ワード様式、エクセル様式について、上下左右の余白は自由に設定可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、綴じ込みにはご注意ください。
26	様式集	質問	28～52	様式6～8一式				提案書類に使用する文字のポイントについて、図表内や図面等は10ポイント未満を使用してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、文字の認識にはご注意ください。
27	様式集	質問	41	様式7-3				市が実施する大規模修繕計画については、「A3判(横)1枚(様式は自由)」とありますが、施設供用開始後16年目から何年目までの計画を添付すればよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねますが、施設供用開始後16年目から少なくとも30年間(45年目)までの計画を添付してください。
28	様式集	質問	41	様式7-3				市が実施する大規模修繕計画については、「A3判(横)1枚(様式は自由)」とありますが、A4判に折込み、本様式の後に綴じることでしょうか？	ご理解のとおりです。
29	様式集	質問		様式8-2b				保険料等諸経費に関して、「平成30年度」欄を加筆してよろしいでしょうか？	平成30年度を追加修正しますので加筆してください。
30	様式集	質問		様式8-2b				「建設工事費」の「⑧備品等整備費」に計上する費用は、サービス購入費Aに含まれないとの理解でよろしいでしょうか。(※には「備品整備費」との記載があります。「備品等整備費」と「備品整備費」は同一と理解してよろしいでしょうか。)	前段、後段()内ともに、ご理解のとおりです。用語は統一します。
31	様式集	質問		様式8-2b				「建設工事費」の「⑨受付システム工事費」には、要求水準書のP37～39に記載されている「運営・支援システム整備要件」を充足するための費用一式が含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	様式集	質問		様式8-2b				「建設工事費」には、要求水準書P46～48に記載されている「環境保全対策業務」(施設整備段階の性能確認)に係る費用を計上可能と理解してよろしいでしょうか。また、当該費用はサービス購入費Aの対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	様式集	質問		様式8-2b				「建設工事費」には、要求水準書P48に記載されている「所有権移転業務」及び「各種申請業務」に係る費用を計上可能と理解してよろしいでしょうか。また、当該費用はサービス購入費Aの対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	様式集	質問		様式8-2b			サービス購入費Cの算定について	「※ サービス購入費Aの算出にあたっては事前調査費、基本設計費、備品整備費、稼働準備費、保険料等諸経費は含めず計算してください。」とありますが、サービス購入費Cの算定もサービス購入費Aと同様に保険料等諸経費は除いた75%で算定するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	様式集	質問		様式8-2c				各業務について「人件費以外①②」の記載がありますが、①と②の内容(区分)は事業者が自由に設定可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答
36	様式集	質問		様式8-2c				「備品等整備業務」とありますが、「備品等管理業務」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。文言を修正します。
37	様式集	質問		様式8-2c				「備品等整備業務(備品等管理業務)」に関して、「修繕費」欄を加筆してよろしいでしょうか。(要求水準書P57に「備品等の劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕もしくは交換を行うこと」との記載があります。)	加筆して構いませんが、費用内訳は明確にしてください。
38	様式集	質問		様式8-2d			光熱水費等内訳書	「使用量」の細目が「火葬に関する費用」等となっていますが、「火葬に関する使用量」等の誤植でしょうか。	誤植であるため修正します。
39	様式集	質問		様式8-2d			基本料金等の按分計算について	光熱水費に係る従量料金以外の料金(基本料金等)については、火葬に関する使用量と火葬以外に関する使用量に応じて按分計算することは可能でしょうか。	光熱水費に係る従量料金以外の料金(基本料金等)については、火葬に関する使用量と火葬以外に関する使用量に応じて按分計算するようにしてください。
40	様式集	質問		様式8-2d			想定火葬件数	要求水準書付属資料1に記載する年度毎の想定火葬件数を記載するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、様式8-2d光熱水費等内訳書の欄外に、以下のとおり追記します。 「※火葬に関する費用の算定にあたっては、愛玩動物の焼却に必要な燃料分(合同火葬で1,600件/年)も見込んでください。」 参考に要求水準書付属資料8をご参照ください。
41	様式集	質問		様式8-2h				サービス購入費E・Gの「その他」欄は、事業契約書別紙6(P49)に記載のとおり、「SPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等」を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	様式集	質問		様式8-2i				「※修繕計画(様式任意)で示す修繕内容及び金額との整合性を取ってください」とありますが、サービス購入費Fは、事業契約書別紙6(P49)に記載のとおり、「SPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む」ため、様式7-3に基づいて作成する修繕計画の毎年度の修繕費と、様式8-2iに計上する毎年度毎の修繕費とは一致しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、別紙を用いて修繕費が明確になるようにしてください。
43	様式集	質問		様式8-2j				様式8-2jにおける「各年度毎の光熱水費(火葬以外)」は、様式8-2dにおける毎年度の「火葬以外に関する費用」小計欄に計上する金額と一致させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集	質問		様式8-2j			サービス購入費Iの支払い計算表	本表における各年度の合計値及び総額は、様式8-2d(光熱水費等内訳書)における「火葬以外に関する費用」の各年度合計値(水道、電気、灯油、ガスの合計)及び総額と一致させるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	様式集	質問		様式8-2k			サービス購入費Hについて	長期収支計画表に「サービス購入費H」の欄がありますが、サービス購入費Hは実費精算であることから、入札価格には含めなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.127をご参照ください。
46	様式集	質問	51	様式8-3a				リスク管理・対応策についての提案に関して、本様式に応募グループ内で締結している入札前協定書やリスク分担表等を添付することは認められないとの理解でよろしいでしょうか。	入札前協定書やリスク分担表、保険引受意向書等必要な書類については添付を可とします。ただし、必要最低限としてください。
47	様式集	質問	51	様式8-3a				「※保険の数に応じて適宜、表等を追加してください。」とありますが、本様式に保険会社からの「保険引受意向書」の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集質問回答No.46をご参照ください。
48	様式集	質問	52	様式8-4				「※A4判2枚以内」とあることから、本様式に地元企業からの「関心表明書」は添付不可との理解でよろしいでしょうか。	地元企業からの関心表明書については添付を可とします。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	基本協定書(案)	質問	1	第4条	1				株式の譲渡等	SPCに融資を行う金融機関を担保権者とし、SPCの出資者が保有するSPCの株式又は持分について担保設定することを想定しておりますが、貴市の事前承諾は頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	質問	2	第5条	1	⑥			業務の委託、請負	「本施設を維持管理業務は」とありますが、「本施設の維持管理業務は」または「本施設を維持管理する業務」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。
3	基本協定書(案)	質問	3	第6条	6				事業契約	「乙は、第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときは、甲の請求があり次第、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担…」とありますが、他の構成企業及び協力企業は当該事項をコントロールできないものであることから、連帯責任の規定は外していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	質問	3	第6条	6				違約金の負担について	「乙は…違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが、第3項各号の帰責者が負担するものとし、「連帯して」は削除いただけないでしょうか。	基本協定書(案)質問回答No.3をご参照ください。
5	基本協定書(案)	質問	3	第6条					事業契約	貴市の責による事業契約不調の場合には事業者側に生じた実損の賠償をしていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第8条をご参照ください。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	事業契約書(案)	質問	2	第1章	第1条	1	(4)		用語の定義	「本施設」とは、本件施設のうち、整備計画書により引渡日までに整備し引渡すとされた施設をいう。」とありますが、この中の引渡日とは「別紙1 事業日程 4本施設の引渡予定日 平成33年3月31日」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	質問	2	第1章	第1条	1	(5)		用語の定義	「本施設工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。」とありますが、この中の引渡日とは「別紙1 事業日程 4本施設の引渡予定日 平成33年3月31日」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	質問	3	第1章	第1条	1	(33)		用語の定義	「引渡日」とは、第41条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。」とありますが、この中の引渡日とは「別紙1 事業日程 4本施設の引渡予定日 平成33年3月31日」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	質問	6	第2章	第5条	6			事業場所	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。例えば本件工事に要する費用が増加した場合、建設期間中における融資額が増加し、利息相当額等の負担が増加する可能性があるとの観点からの確認です。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	質問	6	第2章	第5条	2				「原状有姿」は、「現状有姿」の誤植でしょうか。	誤植であるため修正します。
6	事業契約書(案)	質問	6	第2章	第6条		(1)	ク	各種申請等業務	法令上建築主が取得すべき許認可もあるかと思えます。事業者が取得すべき許認可を具体的に示してください。	事業者でご確認ください。
7	事業契約書(案)	質問	6	第2章	第6条		(1)	ク	各種申請等業務	建築基準法上の用途等、要求水準で明確になっていません。関係諸官庁と事前協議をおこなわなければ提案をおこなえない点については関係諸官庁と直接事前協議を行ってよろしいでしょうか。	行っていただいて構いませんが、協議の内容によっては対応できない場合があります。
8	事業契約書(案)	質問	6	第2章	第6条		(1)	ク	各種申請等業務	近隣説明は住民感情に配慮し、市が開催し事業者は近隣説明に協力すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書(案)	質問	7	第2章	第6条	1	(3)	カ	その他本件施設の運営上必要な業務	「カ その他本件施設の運営上必要な業務」は、「サ その他本件施設の運営上必要な業務」の誤植かと思われます。	誤植であるため修正します。
10	事業契約書(案)	質問	8	第2章	第9条				市の監査	貴市が予定されている監査の具体的な内容についてご教示ください。	「市の監査」とは、事業契約書(案)第57条及び第58条の定めにより市が事業者に対して実施するモニタリングとは別に、地方自治法に基づき監査委員等が市に対して行うもので、当該監査の内容及び頻度については、地方自治法に規定されているとおりです。具体的内容についてはお示しできません。
11	事業契約書(案)	質問	8	第3章	第10条	4			設計業務	「実施設計に係る設計業務着手時には実施設計業務着手時の提出書類等を、市に対して提出するものとする」とありますが、実施設計業務着手時の提出書類とは、具体的に示してください。	要求水準書に記載してあるとおり、詳細工程表及び責任者を配置した設計体制等を含む設計計画書です。
12	事業契約書(案)	質問	9	第3章	第12条	3			基本設計の完了	「前項の…事業者に対し、第1項の提出書類等の内容を確認した旨を通知する。…ではない。」とありますが、内容を確認した通知については、書面にて通知していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業契約書(案)	質問	9	第3章	第12条	3			検査時期について	「…第1項の提出書類等の提出後相当期間内において…」に係る相当期間内とは、提出書類等の提出後10日程度と考えて宜しいでしょうか。第13条第3項についても同様です。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	質問	9	第3章	第13条	3			実施設計の完了	「前項の…事業者に対し、第1項の提出書類等の内容を確認した旨を通知する。…ではない。」とありますが、内容を確認した通知については、書面にて通知していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	質問	10	第3章	第14条	3 5			設計の変更	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
16	事業契約書(案)	質問	10	第3章	第14条	5			設計の変更	損害等の負担について、前段では貴市及び事業者の協議により合意できるとあるのに対し、後段では第3項第1号及び第2号に従うとありますが、その差異についてご教示いただけますでしょうか。	前段は設計変更以外の協議により合意できる内容について、後段はそのうち損害、損失又は費用の負担についての具体的な内容についてです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
17	事業契約書(案)	質問	12	第4章	第19条	4				「…当該業務に係る工事の管理状況についての」とありますが、これは工事監理者による管理ではなく、施工者による管理との理解で宜しいでしょうか(通常、解体については工事監理者による監理は行わないため)。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第21条	4				設計業務又は本件工事に要する費用が増加しない場合であっても、設計変更等により維持管理費用が増加する場合は、貴市が負担される合理的な範囲に含まれるとの理解で良いでしょうか。	市が負担すべき合理的な事象が確認でき、かつ、維持管理費に影響することが当然と判断された場合については、ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第21条	4			事前調査	「設計業務又は本件工事に要する費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
20	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第21条	4			事前調査	「設計業務又は本件工事に要する費用が増加する場合…合理的な範囲において市がこれを負担する」と記載されておりますが、それらに伴う銀行との融資契約の再締結等の費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	融資契約の再締結が必要であることが合理的な範囲において認められた場合は、ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第22条	1			本件工事	「市は、本契約の…「近隣説明」という。）」とありますが、その際の事業者の役割についてご教示願います。	近隣説明に際し施工計画等の事業計画等は事業者が説明し、事業の意義等については市が説明するといった役割分担を想定しています。
22	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第22条	4			本件工事に伴う近隣対策	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
23	事業契約書(案)	質問	13	第4章	第22条	4			本件工事に伴う近隣対策	近隣からの要望など既に明らかになっているものがあればご提示いただけませんか。	周辺環境への配慮、工事期間中における児童への安全配慮等が挙げられています。
24	事業契約書(案)	質問	14	第4章	第24条				契約保証金	契約保証金を留保することができるとありますが、履行保証保険に対する対応の場合には瑕疵担保責任の除斥期間が満了するまでの期間を付保することになるのでしょうか？	ご質問の趣旨を踏まえ、事業契約書(案)第24条第1項第4号を削除します。
25	事業契約書(案)	質問	14	第4章	第24条				契約保証金	履行保証保険を付保する場合、保証期間は事業契約締結日から解体・撤去等業務が完了するまでの理解でよろしいでしょうか。	業務が完了するまでと言う意味で、ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	質問	14	第4章	第24条	1	(1)		契約保証金	契約保証金の算定根拠となるサービス購入費は消費税を含まないという理解でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
27	事業契約書(案)	質問	14	第4章	第24条	1	(2)		契約保証金	履行保証保険契約又は工事履行保証契約の契約期間は、事業契約の締結日から既存施設の解体・撤去等業務完了日という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.25をご参照ください。
28	事業契約書(案)	質問	14	第4章	第24条	1	(4)		契約保証金	貴市は事業者から納付された契約保証金の全部又は一部を最長で引渡日から10年間留保することができるとありますが、一般的な案件と比較して極めて過重であることから、削除いただけますでしょうか(内閣府が公表している「PFI標準契約1」においても、当該留保条項は規定されていません。)	事業契約書(案)質問回答No.24をご参照ください。
29	事業契約書(案)	質問	16	第4章	第30条				火葬炉の性能試験	「事業者が整備する備品の搬入に先立って～火葬炉の性能試験を実施する」とありますが、工程上、備品の搬入後に性能試験を実施する場合も想定されるため、当該記載について削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、第30条第2項第2号を以下のとおり修正します。 「(2)性能試験は本施設工事期間中に行うものとする。ただし、火葬炉の機能上、使用開始前の性能試験が困難である場合には、火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足りるものとする。」 あわせて、第28条第1項の「第30条に基づく火葬炉の性能試験」を削除します。
30	事業契約書(案)	質問	17	第4章	第30条	2	(2)		火葬炉の性能試験	火葬炉の性能試験を「本施設工事期間中に行う」とありますが、性能試験は実際に火葬を行う際に行わなければ、基準値に適合したかどうかの判断はできないものと考えます。性能試験終了後でなければ、「性能試験合格証」を交付いただけない場合、施設の引渡しができなくなり、金融機関からの融資も受けられなくなります。つきましては、建設期間中に実施できる試験結果等を対象に合格証をいただくとともに、供用後に実施する試験等の証明書は別途いただくことにしていただけますでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.29をご参照ください。なお、火葬炉の性能試験合格証の交付については、事業契約書(案)第30条第2項第5号に基づき交付するものとなります。
31	事業契約書(案)	質問	18	第4章	第32条					貴市による完成確認後、事業者へ完成確認書を速やかに交付頂けますでしょうか。当該確認書の交付をもって、サービス購入費A及びCに係る請求書を提出することとさせていただきます。	基本的には、円滑に事業推進となるように交付する予定です。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
32	事業契約書(案)	質問	18	第4章	第32条	1	(2)		市による完成確認等	本施設に対する貴市の完成確認が完了された際には、貴市より確認に係る通知等をいただけたとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書(案)	質問	19	第4章	第35条	3			部分使用	「必要な費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
34	事業契約書(案)	質問	19	第4章	第35条	3			部分使用に係る不動産取得税の負担について	市による本施設の部分使用により、事業者に不動産取得税は課されないという想定でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見の回答の質問回答No.1をご参照ください。
35	事業契約書(案)	質問	19	第4章	第36条	2			工事の一時停止	「直接生じる損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
36	事業契約書(案)	質問	20	第4章	第36条	3			工事の一時停止	本項の趣旨として、法令変更又は不可抗力を原因として損害等が生じた場合の負担については、第66条の協議・協議不調時の指図権行使・協議不調時かつ多大な費用を要する場合の解除権行使が適用されず、別紙4又は別紙8が適用される、との理解でよろしいでしょうか。	第66条第1項ないし第3項の規定は適用されないと言うことです。
37	事業契約書(案)	質問	20	第4章	第38条	1			工期変更の場合の追加費用について	工期の変更による追加的な費用の負担について、「市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担」とありますが、「追加的な費用」には融資契約の条件変更等に係る費用も含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
38	事業契約書(案)	質問	20	第4章	第38条	1			工期変更の場合の費用負担	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
39	事業契約書(案)	質問	20	第4章	第38条	1	(1)		工期変更の場合の費用負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期変更に伴い発生した増加費用には、金融機関に対するブレイクファンディングコストも含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
40	事業契約書(案)	質問	20	第4章	第38条	2			工期変更の場合の費用負担	本項の趣旨として、法令変更又は不可抗力を原因として損害等が生じた場合の負担については、第66条の協議・協議不調時の指図権行使・協議不調時かつ多大な費用を要する場合の解除権行使が適用されず、別紙4又は別紙8が適用される、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.36をご参照ください。
41	事業契約書(案)	質問	21	第4章	第40条	1			本施設への損害	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
42	事業契約書(案)	質問	21	第4章	第41条	1				貴市による完成確認及び納品検査終了後、事業者よりご提出する目的物引渡書を受理頂くこととさせていただきます。当該書類受理により、所有権が移転し、登記の手続きを開始することとさせていただきます。	承知しました。
43	事業契約書(案)	質問	21	第4章	第41条	2			本施設の引渡し	「本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。」とありますが、これにより、引渡し前に稼働準備業務をSPCが行った場合においても、不動産取得税はSPCに課税されないとの理解で宜しいでしょうか。また、非課税となる場合は、その根拠となる考え方についてもご教示下さい。	実施方針に関する質問及び意見の回答の質問回答No.1をご参照ください。
44	事業契約書(案)	質問	21	第4章	第41条	1 3			本施設の引渡し	本施設及び本施設以外の本施設について、貴市に引渡し完了した場合、引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、どの程度の期間が見込まれますでしょうか。	発行するようにいたしますが、期間については回答できません。
45	事業契約書(案)	質問	21	第4章	第41条	3			本施設の引渡し	金融機関からの借入(完工後ローン)に必要なため、本施設の引渡し時に貴市からSPCに対し、引渡しを証する書面を発行頂きたいのですがお願いできますか。	事業契約書(案)質問回答No.44をご参照ください。
46	事業契約書(案)	質問	22	第4章	第43条	1 3			引渡しの遅延	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
47	事業契約書(案)	質問	22	第4章	第43条	1			引渡しの遅延	貴市の責めに帰すべき事由による引渡しの遅延に伴い発生した増加費用には、金融機関に対するブレイクファンディングコストも含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
48	事業契約書(案)	質問	22	第4章	第43条	2			引渡しの遅延	施設整備に係る対価に相当する額とはサービス対価A～Dまでの範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
49	事業契約書(案)	質問	22	第4章	第43条	2			本項適用の範囲について	原案では第三者帰責事由であっても第2項が適用され、遅延損害金や損害、損失等を事業者が負担することになりますので、第2項適用の帰責事由については、「市の責めに帰すべからざる事由により、」から「事業者の責めに帰すべき事由により、」へ変更し、さらに第三者帰責事由においては貴市及び事業者で協議するものとする、として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
50	事業契約書(案)	質問	23	第4章	第45条					臨時駐車場の原状回復は、「既存施設の解体・撤去及び跡地整備業務」に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	「既存施設の解体・撤去及び跡地整備業務」に含みます。事業契約書(案)第1条第1項第25号に定義を追加します。
51	事業契約書(案)	質問	23	第4章	第45条				既存施設の解体・撤去及び跡地整備	別紙11に示された「既存施設の解体・撤去等業務完了予定日」が遅延する場合には、遅延損害金等の規定はないとの理解で宜しいでしょうか。	「既存施設の解体・撤去等業務完了予定日」が遅延する場合には遅延損害が発生する規定を事業契約書(案)第43条に追加します。
52	事業契約書(案)	質問	23	第4章	第45条				既存施設の解体・撤去及び跡地整備	臨時駐車場の原状回復は、「既存施設の解体・撤去及び跡地整備業務」に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。その場合、臨時駐車場の原状回復工事期間中の保険については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	前段は、事業契約書(案)質問回答No.50をご参照ください。後段は、別紙3の範囲の中で対応してください。
53	事業契約書(案)	質問	23	第4章	第45条	1			既存施設の解体・撤去及び跡地整備	既存施設の解体・撤去及び跡地整備業務が完了した場合、貴市より業務完了の確認に係る通知等をいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	事業契約書(案)	質問	25	第5章	第47条	3			物品販売業務	目的外使用料はいくらを想定されているのでしょうか。適切な事業計画のために想定金額をご提示ください。	現時点では使用面積が不明のため、金額の想定ができません。
55	事業契約書(案)	質問	25	第5章	第47条	3			行政財産使用料について	「物品販売業務の実施に係る売店及び自動販売機の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払わなければならない。」とありますが、参考のため、類似施設等の使用料を教えてくださいませんか。	参考に平成30年度の豊橋市斎場の目的外使用料は以下のとおりです。 ①自動販売機及び売店 199,037円(実際には福祉行政に寄与するとの理由から免除) ②都市ガス整圧室 14,733円
56	事業契約書(案)	質問	25	第5章	第47条	3			物品販売業務	目的外使用にかかる行政財産使用料について、参考単価(想定)の開示、もしくは、算出方法をご教示ください。	豊橋市行政財産使用料条例(昭和39年条例第21号)第3条第1号及び第2号をご参照ください。
57	事業契約書(案)	質問	25	第5章	第47条	3			物品販売業務	目的外使用に係る使用料の計算方法について、ご教示ください。	事業契約書(案)質問回答No.56をご参照ください。
58	事業契約書(案)	質問	25	第5章	第47条	3			物品販売業務	「事業者は、豊橋市行政財産使用料条例(昭和39年条例第21号)に基づき、物品販売業務の実施に係る売店及び自動販売機の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払わなければならない。」とありますが、使用料についてご教示ください。	事業契約書(案)質問回答No.56をご参照ください。
59	事業契約書(案)	質問	27	第5章	第54条				本件施設の修繕・更新	事業期間中に大規模修繕を市が実施した場合には、その範囲における業務(維持管理)を事業者は行わなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕は経年の劣化に伴い実施するものですので、維持管理業務から除外されることはありませんので、引き続き対応して頂きます。
60	事業契約書(案)	質問	28	第5章	第56条	3				本施設の不具合や故障等により必要な措置を講じた内容が、年間維持管理計画書に記載がない修繕・更新に該当した場合は、第54条の適用を受けられるとの理解で良いでしょうか。	発生した事象により個別に判断します。
61	事業契約書(案)	質問	30	第7章	第61条				サービス購入費の減額	維持管理業務及び運營業務の業務水準未達に伴い支払留保等を求める対象は維持管理業務及び運營業務に係るサービス購入費であり、施設整備業務及び解体・撤去等業務に係るサービス購入費は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	事業契約書(案)	質問	31	第8章	第64条	1	(8)	ク	代表企業	「…市は代表企業を介して…」は、「…市は事業者を介して…」の趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
63	事業契約書(案)	質問	33	第8章	第68条	1	(1)		引渡日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価を支払う」ありますが、設計や工事監理業務費も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	事業契約書(案)	質問	33	第8章	第68条	1	(1)		引渡日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価を支払う」ありますがSPCに発生済みの経費も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
65	事業契約書(案)	質問	33	第8章	第68条	1	(1)		引渡日前の解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用などの金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
66	事業契約書(案)	質問	33	第8章	第68条	1	(1)		引渡日前の解除の効力	金融機関が建設期間中にファイナンス提供を行う場合、事業契約が解除された場合において出来形部分の買取に係る売買代金債権のみが唯一の返済原資となりますので、事業契約の解除が事業者の帰責性に基くものか否かに関わらず、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分につき、貴市に買い取りを行っていただく必要がございます。そのため、同項の「(中略)引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする」については、「(中略)引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うものとする」にご修正いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
67	事業契約書(案)	質問	33	第8章	第68条	1			引渡日前の解除の効力	検査に合格した本件施設には、設計図書も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	事業契約書(案)	質問	34	第8章	第68条	1	(4)		引渡日前の解除の効力	貴市の事由による契約解除の場合、検査及び復旧に係る費用は貴市にご負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
69	事業契約書(案)	質問	34	第8章	第68条	3			引渡日前の解除の効力	本条は、「引渡日」(平成33年3月31日予定)前の解除に係る条項ですが、当該引渡日以前に実施される維持管理業務(引渡日の翌日から)又は運営業務(供用開始日から)は何を想定しておりますでしょうか。	想定はありません。
70	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第69条	4			引渡後の解除の効力	貴市の事由による契約解除の場合、業務を終了させるために要する費用は貴市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
71	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第69条	4	(4)			解除日までの既履行分の未払いについては支払いを行っていただけるとの理解で宜しいですか。	事業契約書(案)第69条第4項第4号ただし書きをご参照ください。
72	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第69条	4	(4)		但し書き	「実働ベース」とは「合理的に認められる範囲において」と同義でしょうか。	同義ではありません。「実働ベース」とは、本契約の解除日が属する支払対象期間において、当初予定していた維持管理業務等の業務実施時間に対する実際の稼働時間の割合を指します。
73	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	1			損害賠償	違約金額の計算において、消費税相当額は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	1	(1)		損害賠償	「…本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A～D)から割賦金利相当額を控除した金額」とありますが、税抜金額が対象との理解で宜しいですか。	税込金額が対象です。
75	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	1	(2)		損害賠償	「解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価総額(サービス購入費E～H)…」とありますが、税抜金額が対象との理解で宜しいですか。	税込金額が対象です。なお、サービス購入費Hは実費精算であることから、「サービス購入費E～H」は、「サービス購入費E～G及びサービス購入費I」とし、事業契約書(案)第70条第1項第2号を修正します。
76	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	1			損害賠償の金額について	「(サービス購入費A～D)から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10に相当する額」とありますが、サービス購入費A～Dについては消費税等を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.74をご参照ください。
77	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	2			損害賠償の金額について	「(サービス購入費E～H)の100分の10に相当する額」とありますが、サービス購入費E～Hについては消費税等を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.75をご参照ください。
78	事業契約書(案)	質問	35	第8章	第70条	2			損害賠償の金額について	「(サービス購入費E～H)の100分の10に相当する額」とありますが、サービス購入費Hは実費精算であることから、実際にはサービス購入費E～Gの100分の10に相当する額となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.75をご参照ください。
79	事業契約書(案)	質問	36	第8章	第70条	2			損害賠償	「第24条の規定により”市を被保険者”とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる」とありますが、24条2項2号または3号の方法でも対応可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	事業契約書(案)	質問	38	第9章	第83条	1			権利等の譲渡制限	SPCに融資を行う金融機関を担保権者とし、以下の権利について担保設定することを想定しておりますが、貴市の事前承諾は頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 ①SPCが貴市に対して有する債権 ②SPCが有する契約上の地位	ご理解のとおりです。
81	事業契約書(案)	質問	44	別紙3					事業者等が付保する保険	「1. 本施設の工事期間」に付保する建設工事保険について、補償額が「本施設の再調達価格相当額」とありますが、具体的には、様式8-2bのどの費目の合計までが対象となるでしょうか。また、上記消費税も含むとの理解で宜しいでしょうか。	基本的に建設工事費の合計が対象となり、消費税を含みます。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答
82	事業契約書(案)	質問	44	別紙3			建設工事保険 補償額	建設工事保険の補償額について、「本施設の再調達価格相当額」とは、本施設(建物本体)の建設工事請負金額相当額との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.81をご参照ください。
83	事業契約書(案)	質問	46	別紙4	(1)		不可抗力による損害等について	「(サービス購入費A～D)から割賦金利相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、サービス購入費A～Dについては消費税等を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。	消費税等を含みます。
84	事業契約書(案)	質問	46	別紙4	(1)		サービス購入費A～Dに係る消費税及び地方消費税	「本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A～D)」とありますが、消費税及び地方消費税を含む金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	事業契約書(案)	質問	46	別紙4	(2)		不可抗力による損害等について	「(サービス購入費E～I)の100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、サービス購入費E～Iについては消費税等を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。	消費税等を含みます。 なお、サービス購入費Hは実費精算であることから、「サービス購入費E～I」は、「サービス購入費E～G及びサービス購入費I」とし、事業契約書(案)別紙4「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」第2号を修正します。
86	事業契約書(案)	質問	46	別紙4	(2)		不可抗力による損害等について	「(サービス購入費E～I)の100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、サービス購入費Hは実費精算であることから、実際にはサービス購入費E～G及びサービス購入費Iの100分の1に相当する額となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)質問回答No.85をご参照ください。
87	事業契約書(案)	質問	46	別紙4			不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
88	事業契約書(案)	質問	46	別紙4	(2)		サービス購入費E～Iに係る消費税及び地方消費税	「維持管理業務及び運営業務に係る対価(サービス購入費E～I)」とありますが、消費税及び地方消費税を含む金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	事業契約書(案)	質問	47	別紙5	第5条	2		原案では最長では契約終了日まで保証が継続するように読み取れますが、本来的には本保証書第1条に定める事業者が貴市に対して有する債務が完済されることで保証は完了するものと考えられ、契約終了日まで保証人に保証を求めることは不要に過大な負担を課すこととなります。保証終了時期明確化のため、以下の変更をご検討下さい。 「本保証は、本件事業契約第44条第1項及び第2項に基づく事業者の債務が…」又は「本保証は、第1条に定める事業者の債務が…」	原案のとおりとします。
90	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費の内訳	維持管理・運営期間中のSPC諸経費、保険料等の必要な諸経費・利益等のサービス購入費E、F、Gへの割当は民間事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費Fについて	サービス購入費Fは修繕に要する費用であり、修繕を除く建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務に要する費用については、サービス購入費Eに含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
92	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費の内訳	サービス購入費A～Dに関して、支払対象が「本施設の所有権移転」(所有権移転日：平成33年3月31日予定)を基点に区分されておりますが、期間が異なる業務(施設整備業務：平成33年3月31日予定、既存施設の解体業務：最長で平成33年8月)が同一区分となっており、金利決定・改定などで実務上、支障が生じると考えます。貴市が実施している既往案件において、本件と同様の区分を行っている例もないことから、区分を業務毎としていただけませんか。 また、万が一、現行の区分を維持する場合、所有権移転日までに完了する「既存施設の解体業務」(平成33年4月～：入札説明書第2第8項)及び当該移転後に完了する「施設整備業務」(引渡日：平成33年3月31日予定)は何を想定しておりますでしょうか。	前段は、原案のとおりとします。 後段は、特に想定はありません。
93	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費A	「概要」欄に「備品整備費」とありますが、様式8-2b「施設整備費等内訳書」の「建設工事費」に記載されている「備品等整備費」と同一と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。用語を統一します。
94	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費A	「概要」欄に「事前調査費、基本設計費、備品整備費、可動準備費を除いた」とありますが、様式8-2b「施設整備費等内訳書」の※に記載されているとおり、「保険料等諸経費」も除く必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	事業契約書(案)	質問	49	別紙6	1		サービス購入費C	「施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に要する費用」には、「保険料等諸経費」を除く必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
96	事業契約書(案)	質問	49	別紙6					サービス購入費の金額と支払いスケジュール	施設整備期間中のSPC設立・運営経費については、サービス購入料Bに含めるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	事業契約書(案)	質問	49	別紙6					サービス購入費の内訳	サービス購入費A～Dには、施設整備期間におけるSPC関連の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、それらの費用配分は事業者提案として宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、事業契約書(案)質問回答No.96をご参照ください。
98	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	元利均等償還方式	指定期間の月数で按分した場合、必ずしも元利均等にならない場合が想定されます。かかるケースにおいては、最終回にて端数調整することとさせていただきます。	承知しました。
99	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	元利均等償還方式	指定期間の月数で按分した場合、必ずしも元利均等にならない場合が想定されます。かかるケースにおいては、最終回にて端数調整することとさせていただきます。	事業契約書(案)質問回答No.98をご参照ください。
100	事業契約書(案)	質問	51	別紙6					サービス購入費の内訳	サービス購入費E～Hには、維持管理運営期間におけるSPC関連の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、それらの費用配分は事業者提案として宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、事業契約書(案)質問回答No.90をご参照ください。
101	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ) (イ)	支払の算定方法	サービス購入費B及びDに関して、割賦金利の算定方法が「返済期間10年間の元利均等償還方式で算出される」とありますが、本項は各サービス購入費の総額を定める意図であることから、返済期間としては「20年間」が正しいのではないのでしょうか。	「サービス購入費Bは返済期間20年間、サービス購入費Dは返済期間19年6か月間」とします。事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。
102	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ) (イ)	支払の算定方法	本項はサービス購入費の総額を算定するものですが「返済期間10年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする」と、サービス購入費Bは20年分、サービス購入費Dは19年6か月分を支払うことと合致なくなります。10年間ではなく、サービス購入費Bは20年間、サービス購入費Dは19年6か月間で算出の方が整合性があると思いますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.101をご参照ください。
103	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ		サービス購入費B	基準金利がマイナスになった場合は基準金利を0%として算出していただけるという認識で宜しいでしょうか。また、そのような文言を契約書上に規定していただくことはできないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。
104	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	サービス購入費B	「返済期間10年の元利均等償還方式で算出される割賦金利」とありますが、「返済期間20年」ではないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.101をご参照ください。
105	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	サービス購入費D	「返済期間10年の元利均等償還方式で算出される割賦金利」とありますが、「返済期間20年」ではないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.101をご参照ください。
106	事業契約書(案)	質問	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	サービス購入費D	基準金利がマイナスになった場合は基準金利を0%として算出していただけるという認識で宜しいでしょうか。また、そのような文言を契約書上に規定していただくことはできないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.103をご参照ください。
107	事業契約書(案)	質問	52	別紙6	3	(2)	イ		サービス購入費Fについて	サービス購入費Fは修繕に要する費用であり、修繕を除く建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務に要する費用については、サービス購入費Eに含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
108	事業契約書(案)	質問	52	別紙6	3	(2) (3)			サービス購入費の金額と支払いスケジュール	サービス購入費E及びF、Gの算定方法につきまして、各々のサービス購入料に「保険料」が含まれていますが、維持管理・運営期間中に一括付保する保険について、E・F・Gに保険料を按分することが困難な場合、いずれかのサービス購入料にまとめて計上するということが宜しいですか。	事業契約書(案)質問回答No.90をご参照ください。
109	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	3	(4)	イ	(ア)	サービス購入費H	サービス購入費Hは、サービス購入費Iと同様に、各年度の提案金額(様式8-2d「光熱水費等内訳書」の「火葬に関する費用」に計上する毎年度の金額)は、同額でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	3	(5)			消費税額の計算方法	消費税は、対象となる業務ごとに、かつ支払対象期間ごとに算出するものとし、さらに1円未満の端数が生じた場合は切捨て処理でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答
111	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	3	(5)	消費税相当額	「市は、サービス購入費の支払いの都度、当該サービス購入費に係る消費税相当額(消費税及び地方消費税)を支払う」とありますが、平成30年度税制改正に伴い、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、SPCはサービス購入費B及びサービス購入費Dが支払われる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなりました。このため、サービス購入費B及びサービス購入費Dに係る消費税相当額は、サービス購入費A及びサービス購入費Cに係る消費税相当額と同時期に一括して支払う方法に修正していただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。
112	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	3	(5)	消費税相当額	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、サービス購入料B及びサービス購入料Dについては、貴市より支払われる都度ではなく、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、サービス購入費B及びサービス購入費Dに係る消費税相当額について、サービス購入費A及びサービス購入費Cに係る消費税相当額と同様に、一括でお支払いいただくよう修正いただけないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.111をご参照ください。
113	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	別表		火葬に関する費用と火葬以外に関する費用の負担区分	サービス購入費HIに該当する火葬(火葬ゾーン)に関する光熱水費の使用料に相当する額について市の負担となっておりますが、炉に係る費用以外、照明、空調、手洗等に使用する電気、水も含まれるのでしょうか。また、含まれる場合、炉監視室(運転職員室)、運転職員用トイレ、ユニットシャワー、動物告別室や動物収骨される利用者の待合室、残灰・飛灰室など事業者が火葬ゾーンとして想定する諸室の光熱水費が貴市のご負担でしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
114	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	別表		火葬に関する費用と火葬以外に関する費用の負担区分	サービス購入費HIに該当する火葬に関する光熱水費の使用料に相当する額とは、事業者が提案する使用量に提案単価を乗じた価格をでしょうか。また、実際の使用料(実費)でしょうか。入札価格に含まれるため、提案時に使用量・単価とも低く提案して故意に入札価格を下げ、受注後は提案価格より高い実費を貴市に請求することも可能(合計で入札価格より高い費用を貴市が支払う)かと思われませんが、貴市の解釈をご教示ください。	前段は、実費を想定した提案としてください。後段は、提案された内容について、審査前に市が確認することを想定しています。また、市は、提案された使用量及び金額に基づきモニタリングを実施しますが、使用量及び金額が提案内容と乖離して不当な増加と認められた場合、市は減額ポイントを付与し、サービス購入費の減額対象とします。
115	事業契約書(案)	質問	53	別紙6	別表		火葬に関する費用と火葬以外に関する費用の負担区分	サービス購入費HIには、事業者が提案する大規模災害時及び停電時に使用する非常用発電機の燃料費も含まれるのでしょうか。また、含まれる場合、非常用発電機の長期間の未使用により燃料が劣化し入れ替える場合の費用も貴市の負担でしょうか。	前段、後段ともにサービス購入費Eに含みます。
116	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(2)、(4)	サービス購入費B・Dに係る支払方法	提案時は80回の元利均等で算出し、実務上は第1回目の支払から第40回目の支払期間(第1タームとする)までを元利均等で計算し、さらに金利変更後の第41回から第80回までの支払期間(第2タームとする)において元利均等で支払う、との理解で宜しいでしょうか。第1タームと第2タームのそれぞれの期間内において元利均等でであればよく、第1タームと第2タームを通した80回の元利均等支払いでなくても良い、との理解で宜しいでしょうか。サービス購入費Dについても同様の考え方を適用しても良いでしょうか。	前者です。サービス購入費Dについても同様です。
117	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(2)、(4)	サービス購入費B・Dに係る元本の額の計算方法	サービス購入費B・Dの元本の額は、各回ごとに1円未満の端数が生じた場合は切捨て、最終回で調整することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(4)	支払方法	本項において、サービス購入費Dの第1回目支払は、平成33年10月から12月分の対価(割賦元金および割賦金利)を平成34年1月に支払うと規定されておりますが、既存施設の解体・撤去等業務の完了(最長で平成33年8月末)～平成33年9月末分までの対価(割賦元金および割賦金利)が含まれていないことから、①当該期間分の対価が別途支払われる、②第1回の対象期間を、既存施設の解体・撤去等業務の完了～平成33年12月分とする、のいずれかの対応がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	①②のいずれでもなく、原案のとおりサービス購入費Dの第1回の支払対象期間は「平成33年10月から12月分(3か月)」とします。
119	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(4)	支払方法	サービス購入費Dについて「第1回の支払を平成33年10月から12月分(3か月分)とし」とあります。一方、Dの対象である既存施設の解体・撤去等業務は要求水準書に「平成33年8月末までに完了すること」とあります。1か月分空白の期間ができてしまいますが、この間に市の検査等を見込んで、あえて1か月後からの支払にしているのでしょうか。もし、そのようなことを見込んでいない場合は、サービス購入費Dの第1回の支払を「平成33年9月から12月分(4か月)」とするか、平成33年9月分(1か月分)を平成33年10月に支払い、以降3か月ごとに支払う79回払いとするのはいかがでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.118をご参照ください。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
120	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(5)			サービス購入費F	「事業者の提案に基づく年度の金額」とありますが、各年度の提案金額は、同額でなくてもよい(サービス購入費Fは、20年間の平準化した金額ではない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(5)			サービス購入費F	「原則として」とありますが、事業者の提案に基づく金額をお支払いいただけない具体的なケースについてご教示ください。	モニタリングにより減額された場合を想定しています。
122	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(5)			サービス購入費の金額と支払いスケジュール	(5)サービス購入費Fの支払いは、年度ごとに異なる金額でもよいが、年度合計額を4等分した金額を、四半期毎にお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(6)			サービス購入費E及びG	「支払予定額を指定期間の月数で按分」とありますが、四半期毎に計80回にわたり、平準化(平均)した固定金額(20年間の費用総額を80回で割った金額)が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	事業契約書(案)	質問	54	別紙6	4	(6)			サービス購入費の金額と支払いスケジュール	(6)サービス購入費E及びGの支払いは、年度ごとに同一の支払額とし、年度額を4等分した金額を、四半期毎にお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか(様式8-2hにて、平成33年度～52年度は同一の金額を記入するようになっているため)。	ご理解のとおりです。
125	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(7)			サービス購入費の金額と支払いスケジュール	(7)サービス購入料Hについては、実費精算であるため、様式8-2d(光熱水費等内訳書)に記載した「火葬に関する費用」はあくまでも参考値(ただし入札価格に含む)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(7)			サービス購入費H	サービス購入費Hは実費精算であるため、入札価格には含めないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.125をご参照ください。
127	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(7)			サービス購入費H	「実費精算」とありますが、価格審査の公平性を考慮し、サービス購入料Hは入札金額の対象外としていただけないでしょうか。 ※電気、燃料(灯油・ガス)、水道使用量の不当な増加は、減額ポイントの対象となっておりますが、サービス購入費減額の可能性が低い場合(減額ポイントが小さく、加算されても支払額に反映される可能性が低い場合)、サービス購入費Hの提案金額は意図的に低く積算される(積算の精度は低くなる)ことが想定され、価格審査の公平性が確保されない可能性があります。	原案のとおりとします。併せて、事業契約書(案)質問回答No.114をご参照ください。
128	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(7)			サービス購入費H	支払い時期について、「事業期間最終月(平成53年3月)の当該対価は、事業期間終了後に支払う。」とありますが、続く後段には「サービス購入費Hの料金は、第1回の支払を平成33年4月から6月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4回、平成53年1月から3月分(3か月分)を最終回とした計80回で、実費精算として支払う。」とあります。 上記より、最終月(平成53年3月)だけでなく、最終回(平成53年1月～3月＝平成52年度第4四半期分)のサービス購入料Hの支払いについては、事業期間終了後(平成53年4月以降)に支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。
129	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(7)			サービス購入費H	以下の変更をご検討下さい。 「なお、事業期間最終月(平成53年3月)」→「なお、事業期間最終回(平成53年1月～3月)」	事業契約書(案)質問回答No.128をご参照ください。
130	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(8)			サービス購入費の金額と支払いスケジュール	(8)サービス購入料IIについては、様式8-2d(光熱水費等内訳書)に記載した「火葬以外に関する費用」の年度額・総額と一致させるとの理解で宜しいでしょうか。また、サービス購入料IIについては、費用が上振れしても下振れしても、基本的には様式8-2j(サービス購入費Iの支払計画表)に基づく支払いがなされるとの理解で宜しいでしょうか(別途物価変動による改定はあり)。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
131	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(8)			サービス購入費I(火葬以外に関する光熱水費相当額)	第二文にて、「サービス購入費Iの料金は、原則として、提案時の使用量及び支払予定額に基づく…」と規定されていますが、合理的な理由が認められれば事業期間中に見直しを協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	事業契約書(案)	質問	55	別紙6	4	(8)			サービス購入費I	事業者の提案時の使用量及び支払予定額を支払うとありますが、実費精算は行なわず、提案した金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
133	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	5	(4)			サービス購入費H	「実費精算で支払う」とありますが、当該箇所の記載に「毎月業務終了後7営業日以内に使用量報告書を当該使用量及び光熱水費が確認できる資料を添えて提出すること」とあることから、請求書は不要であるものと理解しておりますが、具体的な精算方法、支払時期をご教示ください。	光熱水費についてはSPCと供給事業者が契約し、サービス購入費H(実費精算分)については、SPCが供給業者に一旦支払った額を四半期ごとにまとめて市に請求し、市が確認のうえ支払うことを想定しています。事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」に記載します。
134	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	5	(4)			サービス購入料H	サービス購入料Hは実費精算とありますが、各費用の検針・請求・支払い時期と四半期ごとのサービス購入料の支払い時期は一致しません。実費精算の方法を具体的にご提示ください。	事業契約書(案)質問回答No.133をご参照ください。
135	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	5	(4)			サービス購入費H	以下の文言を最終文として追加して頂けますでしょうか。「市は、請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。」	ご指摘のとおり、事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」に追記します。
136	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	基準金利の確定日	サービス購入費Dの基準金利確定日は、サービス購入費Bと同様に「平成33年4月1日の2営業日前の日」とありますが、基準金利確定日から6ヶ月の間隔が空き、優先ローンのスプレッド上昇要因(入札コストの増加要因)となるため、「平成33年10月1日の2営業日前の日」に修正していただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、サービス購入費Dの金利確定日は「平成33年10月1日の2銀行営業日前の日」、基準金利の改定時期を「平成43年10月1日の2銀行営業日前の日」とし、事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。
137	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費の改定	基準金利について、「金利確定日」及び「基準金利の改定時期」においてマイナスとなった場合、ゼロと看做すとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.103をご参照ください。
138	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費の改定	仮に、現行の改定方法を維持する前提で、平成33年4月1日及び平成43年4月1日が銀行営業日に該当しない場合における「金利確定日」及び「基準金利改定時期」をご教示ください(起算日の考え方の確認が質問の主旨になります。)	該当日が銀行営業日ではない場合は、その前日とします。
139	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費の改定	サービス購入費B及びサービス購入費Dについて、いずれも金利確定日が「平成33年4月1日の2銀行営業日前の日」、基準金利の改定時期が「平成43年4月1日の2銀行営業日前の日」となっております。一般的に、割賦金利の決定日は施設引渡日の2銀行営業日前であるなど、割賦債権の確定日と近接して設定(内閣府が公表している「PFI標準契約1」第52条注3に該当する記載があるほか、貴市が実施している既往案件においても同様の建付けとなっております。)されているところ、サービス購入費Dの金利決定日と割賦債権の確定日に5か月の乖離が発生していることから、当該購入費の金利決定日を「解体・撤去等業務の完了日の2銀行営業日前」、基準金利の改定時期を「平成43年8月31日の2銀行営業日前(平成43年8月28日)」としていただけませんか。なお、解体・撤去等業務の完了日が平成33年8月31日であることを前提としております。	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。
140	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費Dに係る基準金利の金利確定日について	サービス購入費Dの金利確定日について『平成33年4月1日の2銀行営業日前の日』とありますが、サービス購入費Dの第一回の計算期間は『平成33年10月から12月』となっております。金利確定から、割賦金利計算の開始までの期間が開いてしまいますと、その間の金利変動コストが生じてしまいます。サービス購入費Dの金利確定日は『割賦の金利計算期間の開始日の2銀行営業日前の日』としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。
141	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費の改定	サービス購入費Dの「金利確定日」が「平成33年4月1日の2銀行営業日前の日」となっていますが、Dの対象である既存施設の解体・撤去等業務は、要求水準書に「平成33年8月末までに完了すること」となっています。また「サービス購入費Dは第1回の支払を平成33年10月から12月分(3ヵ月分)とし」とあります。融資実行日を市の支払に合せて平成33年10月1日とすると、金融機関サイドでは金利確定日と融資実行日の間に6か月間の開きがで、その間の金利リスクを負うこととなります。また、融資実行日を金利確定日の2銀行営業日後の平成33年4月1日とすると、SPCサイドでは平成33年9月末まで6か月間のキャッシュフローに影響が出ます。したがって、サービス購入費Dの金利確定日は「平成33年10月1日の2銀行営業日前の日」としてはいかがでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。
142	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	金利確定日	サービス購入費Dに係る基準金利の確定日は「平成33年10月1日の2営業日前の日」にご修正いただけないでしょうか。基準金利確定日から優先ローンの実行までに6ヶ月程度の期間が生じると、優先ローンのスプレッドを上昇させる要因となります。	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。
143	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	基準金利の改定時期	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、平成33年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	代替指標については協議とします。
144	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	サービス購入費の金額と支払スケジュール	サービス購入費B及びDの金利確定日について、「平成33年4月1日の2銀行営業日前の日」とありますが、サービス購入費Dについては、第1回の支払いは平成34年1月となるため、金利変動リスクが伴います。つきましては、サービス購入費Dの金利確定日については、「平成33年10月1日の2銀行営業日前の日」としていただけますでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
145	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	サービス購入費の改定	サービス購入費B及びDを支払い原資として金融機関からの借入返済をするため、金利改定があった場合も改定後のスケジュールとおりにお支払いいただくようお願いいたします。支払いの延期が生じないよう、ご対応・手当をお願いします。	ご意見を踏まえ、事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」の6(1)ア(ウ)のただし書き以降を削除します。
146	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	サービス購入費の改定	SPCの借入金の返済原資はサービス購入費B及びDであるため、仮に翌年度に増額分の金利を支払うことになった場合は、返済遅延に伴う増加費用等を含めてお支払いいただくとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.145をご参照ください。
147	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	金利確定日	サービス購入費Dについては既存施設の解体等に伴う費用のため、それらの工事完了もしくは引渡しに合わせ、平成33年9月1日の2銀行営業日前とさせていただくことが無駄なコストを削減できると思われま。ご再考をお願いできないでしょうか？	事業契約書(案)質問回答No.136をご参照ください。
148	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	金利変動による改定	「サービス購入費B及びDが市の想定金額を超えた場合、市は、サービス購入費B及びDの初年度分については、改定前の金額を支払い」とありますが、「想定より超えた部分」を翌年度に事業者(SPC)に支払う場合には金融機関への返済額よりも収入が不足し、事業者(SPC)に資金不足が発生する可能性があります。その対応策として余分な費用を事業者(SPC)内に積立てる必要が出てき、貴市からのサービス購入費もそれらの資金調達費等の余分な費用を支払うこととなります。見直しをしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.145をご参照ください。
149	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	サービス購入費の改定	一般的に、事業者は発注者から支払われるサービス購入費を原資として、融資金融機関に元利金返済を行います。従って、現行の建付けが維持された場合、金利上昇局面において事業者は貴市からの原資を受け取ることができず、資金繰り破綻が生じる可能性を内包した建付けであると考えます。民間でコントロールすることができない貴市の予算編成リスクを民間が負担することは、適正なリスク分担の観点から好ましくないため、ただし書きについては削除願います。なお、万が一、現行の建付けを維持した場合、事業者として不測の事態への対策を講じる必要に迫られることから、当該対策に要する費用相当額が入札価格に転嫁され、結果的にVFMの悪化を招くと考えます。また、仮に現行の建付けが維持された場合、金利変動による改定が行われ、サービス購入費B及びDが貴市の想定金額を超えた場合についての対応ですが、平成43年の基準金利改定時にも適用されますでしょうか。適用される場合、具体的な支払スケジュールをご教示ください。	事業契約書(案)質問回答No.145をご参照ください。
150	事業契約書(案)	質問	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	基準金利の改定時期	平成43年4月1日の2銀行営業日前は、2031年3月30日(日)となります。かかる事態に備え、以下の文言を追加して頂きますでしょうか。 「なお、前記に定める改定後の基準金利の確定日が銀行営業日でない場合は、前銀行営業日とする。」	ご指摘のとおり、事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」に追記します。
151	事業契約書(案)	質問	57	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	支払方法最終文	サービス購入費B及びDの初年度増額分の支払時期についてですが、速やかにお支払頂きたい、いずれも平成34年7月に請求させて頂けますでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.145をご参照ください。
152	事業契約書(案)	質問	57	別紙6	6	(1)	イ	(イ)	① 物価変動による改定	賃金水準及び物価水準の変動を判断するための指標はどのような指標をお考えでしょうか。	指標については協議により決定します。
153	事業契約書(案)	質問	57	別紙6	6	(1)	イ	(イ)	② 物価変動による改定	主要な工事材料の著しい価格変動を判断するための指標はなにを根拠とすれば宜しいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.152をご参照ください。
154	事業契約書(案)	質問	57	別紙6	6	(1)	イ	(イ)	③ 物価変動による改定	「予期することのできない特別な事情により、本施設の完成・引渡しの日までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ」との表現がありますが、具体的な指標、指数については何を根拠とすれば宜しいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.152をご参照ください。
155	事業契約書(案)	質問	58	別紙6	6	(2)	ア	(イ)	価格改定の算式	2019年9月における改定は以下の考え方により $CSPI_{n-2} = CSPI_n$ となり物価変動0%との理解で宜しいでしょうか。光熱水費相当額についても同様です。 $CSPI_{n-2}$:改定時前年度(2018年度)の年度平均値 $CSPI_n$:初回は提案を受けた年度の価格指数(2018年度の年度平均値)	2019年9月は維持管理・運営業務期間ではありませんので、事業契約書(案)P.58に示す価格改定の算式は適用されません。
156	事業契約書(案)	質問	58	別紙6	6	(2)	ウ		業務内容又は業務範囲の見直しによる改定	「市は事業者に対して、随時その旨の通知を行い、業務内容又は業務範囲を変更し、サービス対価の見直しを求めることができる」とありますが、当然ながら制度の変更等で新たに追加になった場合などには、事業者がサービス対価の見直しを求めることのできるの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であることを双方が合意できた場合はご理解のとおりです。
157	事業契約書(案)	質問	59	別紙6	6	(3)	ア	(イ)	改定方法	(イ)改定方法のなお書きについて、(エ)価格指数表の項目名が対象となる費目となっていることから以下のとおり変更をご検討下さい。 「なお、対象となる業務ごとに…」→「なお、対象となる費目ごとに…」	事業契約書(案)別紙6「サービス購入費の金額と支払スケジュール」を修正します。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
158	事業契約書(案)	質問	60	別紙7	1				下図 業務の改善についての措置	誤植でしょうか。 「(改善が認められない場合)改善勧告(1回目)」→「(改善が認められない場合)改善勧告(2回目)」	誤植であるため修正します。
159	事業契約書(案)	質問	62	別紙7	4	(1)			サービス購入費の減額等の措置	減額ポイントの対象となる業務の「それ以外の事象」として、「電気、燃料(灯油、ガス)、水道使用量の不当な増加」が挙げられていますが、「不当」とは、具体的にどのような理由・状態が該当するかご教示ください。例えば、サービス購入費Hに関して、実際の費用が提案金額と比較して、どの程度増加した場合、「不当」に該当するのかご教示ください。	詳細は公表できません。
160	事業契約書(案)	質問	62	別紙7	4	(1)			サービス購入費の減額等の措置	「電気、燃料(灯油、ガス)、水道使用量の不当な増加」は、減額ポイントの対象となる業務の「それ以外の事象」となっていますが、提案金額から一定割合以上増加するということは、入札金額の妥当性を欠くことになるため、「重大な事象」に修正すべきではないでしょうか。なお、「不当」の判断基準が不明確なことから、例えば、提案金額から10%以上増加した場合は「不当」とするなどの具体的な基準を明示していただけないでしょうか。	前段は、原案のとおりとします。 後段は、具体的な基準は明示できません。
161	事業契約書(案)	質問	62 63	別紙7	4	(1)			サービス購入費の減額等の措置 減額ポイントの対象となる業務	減額ポイントの対象の中に、維持管理業務・運營業務ともに、市への虚偽報告が重大な事象、電気・燃料(灯油・ガス)水道使用量などの不当な増加がそれ以外の事象として減額ポイントが記載されていますが、具体的に提案時の使用料(量)から、どれくらい乖離すると重大な事象になるのか、それ以外の事象に該当するのか、ご教示願います。	詳細は公表できません。
162	事業契約書(案)	質問	65	別紙8					法令変更による費用の負担割合	「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更」とは、どのような法令変更を想定されていますでしょうか。また、収益関連税とは、法人税以外にどのような税金が該当しますでしょうか。	前段は、建築基準法や墓地、埋葬等に関する法律等を想定しています。 後段は、基本的に法人税のみが該当です。
163	事業契約書(案)	質問	66	別紙9	第1条					用語を統一するため以下の変更をご検討下さい。 「この契約」→「本契約」	事業契約書(案)別紙9「個人情報取扱特記事項」を修正します。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	質問	2	第1	3	(2)			基本方針	「会葬者にとって分かりやすくプライバシーに配慮した動線計画」の為、市道からの出入口を新設してもよろしいでしょうか。	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
2	要求水準書	質問	4	第1	5	(3)			事業スケジュール	事業スケジュールについて、施設運営上支障なければ、仮設建物設置工事や建物一部の2次工事、付属建屋新設工事など、「本施設の引渡し及び所有権移転」と「既存施設等の解体、跡地整備」の工事順序を一部変更しても問題ないでしょうか。	「本施設の引渡し及び所有権移転」と「既存施設等の解体、跡地整備」の工事順序を変更することはできません。
3	要求水準書	質問	4	第1	5	(3)			事業スケジュール	「既存施設等の解体、跡地整備完了期限」が「平成33年8月」となっていますが、仮に前倒しが出来た場合、様式6-11において、加点評価していただけるとの理解で宜しいでしょうか。また、上記のおとり前倒しできた場合、サービス購入費C及びDの請求・支払いも前倒し可能との理解で宜しいでしょうか。	前段は、審査に関することは回答できません。後段は、支払い時期の変更はありません。
4	要求水準書	質問	4	第1	5	(3)			事業スケジュール	平成33年3月に施設引渡しのスケジュールですが、引渡し後、施設を供用しながら既存施設の解体・撤去、跡地整備(外構整備)を行うこととなります。その際、外構整備の一部に付属建物を残工事として残している場合でも、本施設(建物本体)が完成していれば、平成33年3月の完成確認・引渡しは問題なく実施できるとの理解で宜しいでしょうか。	残工事とされる部分が既存施設の解体・撤去等業務と関連する部分の工事である場合は可能と考えます。
5	要求水準書	質問	4	第1	5	(3)			事業スケジュール	平成33年3月に施設引渡しのスケジュールですが、本施設(建物本体)の残工事が一部ある状態でも、本施設自体は供用可能であれば、平成33年3月の完成確認・引渡しを行うことは可能でしょうか。	施設の整備は工期を2期に分けずに1期で実施するものとし、平成33年3月末までに完成確認・引渡しを行ってください。なお、既存施設の解体・撤去等業務と関連する部分については、平成33年8月末までとします。
6	要求水準書	質問	4	第1	5	(3)			事業スケジュール	平成33年4月1日以降に本施設整備の一部が残った場合、本施設の使用開始後に運営業務に支障を来さなければ、既存施設の解体、跡地整備期間中に整備を行ってもよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.5をご参照ください。
7	要求水準書	質問	5	第1	6	(1)			適用法令等	(昭和23年省令第24号)について、施工細則とありますが、規則に読み替えて間違いはないでしょうか。 (誤)墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和23年省令第24号) ↓ (正)墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年省令第24号)	ご指摘のとおり、修正します。
8	要求水準書	質問	6	第1	7	(3)	イ		大規模修繕	貴市が実施する大規模修繕について、実施後の当該範囲の維持管理業務については、事業者の業務範囲外となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲内です。
9	要求水準書	質問	7	第1	7	(3)	イ			16年目以降の大規模修繕時に家具備品の更新を行いますか	大規模修繕には想定していません。
10	要求水準書	質問	7	第1	7	(3)	イ		市による大規模修繕	「16年目以降については、必要な修繕業務を事業者にて実施すること」とありますが、16年目から20年目に実施される市の大規模修繕の内容によって事業者が実施する修繕の内容も変わると想定されます。16年目から20年目に実施される市の大規模修繕の内容は事業者の提案になり、市は当該提案内容に基づいて大規模修繕を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	提案時の計画に基づき実施する方向ですが、最終的な判断は事業期間中に作成される大規模修繕計画(実際の劣化状況等を反映した計画)を踏まえて協議の上で決定します。
11	要求水準書	質問	7	第1	8				災害時の対応	「災害発生時には、事業者は業務実施時間の延長をし、災害等への対応の支援を行う」とありますが、「災害等への対応の支援」とは、火葬受け入れにかかる対応を指すものであり、例えば、近隣住民の避難受け入れ等は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では近隣住民の避難受け入れ等は想定していません。ただし、市の方針の変更によっては、近隣住民の一時避難所とする場合があります。
12	要求水準書	質問	7	第1	8				燃料備蓄、災害時の対応	災害発生時には…必要物品等の備蓄を行うこととありますが、貴市の想定する必要物品をご教示ください。	必要物品は事業者の提案に委ねます。
13	要求水準書	質問	7	第1	8				災害時の対応	「…大規模災害等により、本施設に損傷等が生じた場合には、事業者は早期復旧に務めるものとし…」との記載がございますが、復旧費用については、貴市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙4をご参照ください。
14	要求水準書	質問	9	第2	2	(3)	ア		基本事項 建ぺい率	建ぺい率の記載に「(別敷地に駐車場を設ける場合は合わせて算定できる)」とありますが、これはあくまで愛知県の建築基準法第51条の許可の取り扱い基準が記載されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	質問	9	第2	2	(3)	ア		基本事項 建ぺい率	『別敷地に駐車場を設ける場合はあわせて算定できる』とありますが、不勉強で恐縮ですが、この記述の意味するところをご教示ください。	要求水準書質問回答No.14をご参照ください。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
16	要求水準書	質問	9	第2	2	(3)	ア		緑化等	「公害防止上有効な塀」とありますが、貴市としてどのようなものを想定されているのでしょうか。	要求水準書で示している環境基準を遵守する上で必要となる場合には提案してください。
17	要求水準書	質問	9	第2	2	(3)	ア		敷地条件	都市計画決定は行わず法51条に基づく許可と記載されていますが、床面積が1.5倍以上に広がります。法51条に基づく許可で建設可能が要求水準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	質問	9	第2	2	(3)	ア		敷地条件	法51条に基づく許可は動物炉も含めた許可と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第51条に基づく許可には含まれないと考えます。
19	要求水準書	質問	10	第2	2	(4)			インフラ整備状況	「合併浄化槽を使用すること」とありますが、仮設計画にあたり、既存浄化槽の仕様、形状等、既設排水管の敷設状況がわかる資料は提供いただけますでしょうか。	既存浄化槽の仕様、形状等、既設排水管の敷設状況が分かる資料は追加資料をご参照ください。
20	要求水準書	質問	10	第2	3	(1)	イ	ウ	配置計画	「本施設の整備期間中の施設への安全なアプローチを確保」の為に施設外の道路(歩道)の使用は問題ないでしょうか。	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
21	要求水準書	質問	10	第2	3	(1)	イ	(ウ)	配置計画	「既存施設を稼働しながらの工事となるので、本施設の整備期間中の施設への安全なアプローチを確保」とありますが、アプローチ動線は一部、事業敷地外を通して問題ないという理解で宜しいですか。	要求水準書質問回答No.20をご参照ください。
22	要求水準書	質問	11	第2	3	(1)	エ	(ウ)	駐車場計画	職員用駐車場の使用に当たり、貴市への使用料の納付は不要という理解でよろしいでしょうか。使用料が必要であればその金額をお示しください。	現時点では職員用駐車場の使用料は不要と考えています。
23	要求水準書	質問	11	第2	3	(1)	エ	(ウ)	駐車場計画	普通車用68台以上の整備を要件とされておりますが、運用に支障がなければ、職員用の駐車場を別途整備する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	質問	11	第2	3	(1)	エ	(キ)	駐車場計画	「本施設の整備期間中にも・・(中略)・・なお、臨時駐車場用地は市が確保を予定する用地を用いること」とありますが、臨時駐車場の仕様は事業者提案ということで宜しいでしょうか(必要最低限の仕様があればご教示ください)。そのうえで、落札後、貴市との協議により配置、構造等が提案から変更となった場合、当該変更に係る増加費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。また、工事期間中(解体完了まで)における臨時駐車場の管理は、市側で実施するとの理解で宜しいでしょうか。	前段は、要求水準を満たす上で、提案に委ねます。中段は、事業契約書(案)第14条をご参照ください。後段は、事業者側で管理し、利用者の安全に配慮してください。
25	要求水準書	質問	13	第2	4	(4)	ウ		施設概要	電算機室とはどのような部屋を指すのでしょうか。他室の中に設置できる場合は室として設けなくて良いと考えてよろしいでしょうか。	パソコン等でシステムを運用する諸室ですが、特に室として設けることは条件ではありません。
26	要求水準書	質問	13	第2	4	(4)			待合ゾーン(表中、イ)	「待合室や待合ロビー等、会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、特に落ち着いた雰囲気(静寂)が求められ、窓からの景観や遮音について十分に配慮すること。」とありますが、事業計画地は住宅に囲まれた位置にあるため、待合からの景観を確保することは、周辺住民からは望まれないのではと思慮します。市としてのお考え(優先順位)がありましたら、お示しください。	要求水準を満たす上で、周辺住民の見え方には十分配慮するようにしてください。
27	要求水準書	質問	13	第2	4	(4)			待合ゾーン	表中イで「窓からの景観について十分に配慮すること」とありますが、窓を設置した際目に入るであろう景色次第では、落ち着いた雰囲気を演出できればよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.26をご参照ください。
28	要求水準書	質問	13	第2	4	(4)			施設概要	告別室、収骨室の収容人数について、待合室1室30人程度と指定がありますので同数としてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
29	要求水準書	質問	15	第2	4	(4)	イ		待合ゾーン	待合室に電気ポット・茶器入れ・湯呑茶碗・急須・お盆等は備品として整備しますか。	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
30	要求水準書	質問	15	第2	4	(4)	イ		待合ゾーン	遺族及び葬祭業者が持込した飲食物の保管パントリー室を設置して、冷蔵庫や棚を備品として整備しますか。	運営上の提案に委ねます。
31	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	イ		待合ゾーン	更衣室内に備品として鍵付ロッカーを整備しますか。	運営上の提案に委ねます。
32	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	ウ		管理ゾーン	「会議室の設置については、必要性を検討したうえで事業者の提案による。」とありますが、貴市においては、本施設会議室を利用する想定はないものとして理解してよろしいでしょうか。	想定はありませんが、運営上の提案に委ねます。
33	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	ウ		管理ゾーン	電算機室の使用方法で整備する備品等あれば教えて下さい。	運営上の提案に委ねます。
34	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	ウ		管理ゾーン	書類保管庫で保管する書類の種類・書類サイズ・保管期間をご指示下さい。	書類の種類、サイズ及び保管期間は要求水準書P51、P57及びP58を参照し、運営上の提案に委ねます。また、既存施設にある火埋葬許可証、使用許可関係書類が保管できるスペースを併せて確保してください。1年間分の主な書類としては、以下のとおりです。保存期間は、最長で30年です。 使用許可申請書(A4):約1,500枚 簡易領収書:約120冊 火埋葬許可証(写し)(A4):チューブファイル(10センチ) 4冊 その他(A4):フラットファイル(3センチ) 5冊

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
35	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	ウ		管理ゾーン	動物受付で体重計は備品として整備しますか。	整備してください。
36	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	ウ		施設概要 ウ管理ゾーン	「動物受付のほかに別れ行為ができる広さを確保すること」とありますが、動物の収骨の対応は必要でしょうか。	動物の収骨は行いません。
37	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	エ		外部施設ゾーン	セーフティコーンや掃除道具の倉庫等を整備しますか。	運営上の提案に委ねます。
38	要求水準書	質問	16	第2	4	(4)	エ		アプローチ部	「霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースとすること」とありますが、大型バスの横付けは想定しなくてよいとの理解で宜しいですか。	大型バスの横付けについても想定してください。要求水準書に追記します。ただし、本施設の整備期間中における既存施設への横付け及び昇降は、大型バスは想定しません。
39	要求水準書	質問	17	第2	4	(4)	エ		外部施設ゾーン	送迎に利用するバスはマイクロバスと考えてよろしいでしょうか。その他のバスを想定する場合は何人乗りのバス等バスの大きさを具体的にお教えてください。	前段は、マイクロバス及び大型バスを想定しています。後段は、大型バスは、50人～60人乗りを想定しています。
40	要求水準書	質問	18	第2	5	(2)	カ	(7)	発電設備	停電時の非常用発電設備について、火葬業務13基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとするのとありますが、最低限な施設の定義及び範囲をご教えてください。	要求水準書をご理解頂き、民間からの提案に期待するところですので、市からの考えは特に提示しません。
41	要求水準書	質問	20	第2	5	(2)	ツ	(7)	計量設備	光熱水費について、サービス購入料Hとサービス購入料Iで支払い方法が異なるため、少なくとも、事業契約p53 別紙6(サービス購入費の金額と支払いスケジュール)の別表に示された「火葬ゾーン」とそれ以外で分けられるようにすればよいとの理解で宜しいでしょうか(さらなるエリア・諸室ごとの分けは事業者提案によるものとする)。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	質問	23	第2	6	(1)	イ	(ウ)	排気方式	異なる排気系列の接続は行わないとの記載に対し、要求水準書(案)に関する質問・回答では要求水準書(案)を満たす提案であれば可能ですとの回答がありましたが、環境保全対策業務に記載のある排ガスに係る基準を遵守すれば接続は可能と解釈してよろしいでしょうか。	異なる排気系列の接続は行わないでください。
43	要求水準書	質問	30	第2	6	(2)	ウ	(エ)	b 排気筒	排気筒上部にかさ等を設置しないこととの記載に対し、要求水準書(案)に関する質問・回答では要求水準書(案)を満たす提案であれば可能ですとの回答がありましたが、環境保全対策業務に記載のある排ガスに係る基準の遵守と周囲の住居から見えないことを遵守すれば設置してよいと解釈してよろしいでしょうか。	かさ等は設置しないでください。
44	要求水準書	質問	33	第2	6	(3)	ア	(オ)	電気・計装設備	「計装項目は以下の「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする」との記載に対し、要求水準書(案)に関する質問で「不要と思われるものの削除、または設置位置の変更は可能でしょうか」と質問し、「要求水準書(案)を満たす提案であれば可能です」との回答でしたが、環境保全対策業務に記載のある排ガスに係る基準を遵守すれば可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	質問	36	第2	6	(3)	イ	(エ)	c) 中央監視制御盤	要求水準書(案)に関する質問で「案内放送機能がありますが、これは作業員に…報知するためのものと解釈して宜しいでしょうか」と質問し、「要求水準書(案)を満たす提案であれば可能です」との回答でしたが、運営業務要求水準を遵守すれば可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	質問	38	第2	7	(1)	ア	(7)	予約の受付	火葬炉の予約については、大型炉も含めて、同じ予約方法で対応できるようにすればよいとの理解で良いでしょうか(現状、大型炉予約については標準炉とは異なる予約方法であるため)。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	質問	38	第2	7	(1)	ア	(エ)	予約の受付	市による予約受付の窓口の設置は想定していないとありますが、インターネット予約については行うが(P39のウ(エ)には予約は市からも行うことができるシステムとすると記載があります)、個人の予約(電話等の受付)は行わないということでしょうか。また、要求水準書(案)に関する質問・回答に市の受付窓口の箇所数を入札公告時に示すとの回答がありましたが、受付窓口の設置しない(ゼロ箇所)がご回答であればp39のウ(エ)の記載との齟齬があるように思えますが、ご回答をご確認ください。	前段は、市が個人の予約を受け付けることは想定していません。後段は、市が申込者として使用できるようなシステムとしてください。
48	要求水準書	質問	39	第2	8	(3)			事前調査業務	「テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと」とありますが、調査範囲等に指定はありますでしょうか。	調査範囲の検討を含め、事業者で調査をお願いします。
49	要求水準書	質問	42	第2	10	(4)			工事用地の借用	臨時駐車場の要求台数を確保でき、安全に使用できれば、その一部を工事用として利用してもよろしいでしょうか。	市が確保を予定する臨時駐車場の中で、市の要求台数を確保できれば、その一部を工事用地として利用することは可能です。
50	要求水準書	質問	42	第2	10	(4)			工事用地の借用	「建設用地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、事業者の負担により借用にすること」とありますが、臨時駐車場の要求台数を確保のうえ、利用者の安全を確保できれば、臨時駐車場の一部を工事用地として利用することは可能でしょうか。	要求水準書質問回答No.49をご参照ください。
51	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	臨時駐車場	「使用終了後は原状復旧すること」とありますが、附属資料5(臨時駐車場地図)に示された「B」における小屋の扱いはどのように考えればよいでしょうか(原状復旧の対象となるのか)。また、臨時駐車場として舗装する場合、舗装を撤去する必要はありますか。また、臨時駐車場の原状復旧の期限は、特段設定されないため、本設駐車場運用開始後、速やかに実施すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	前段は、要求水準書質問回答No.57をご参照ください。中段は、要求水準書質問回答No.53、54をご参照ください。後段は、平成33年8月末までに実施してください。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
52	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	臨時駐車場	「使用終了後は原状復旧」とありますが、モニュメントや小屋、植栽等も含まれるでしょうか。どこまでを要求されているか等ありましたら、教えてください。	要求水準書質問回答No.57をご参照ください。
53	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	臨時駐車場	臨時駐車場使用終了後は舗装に使用した碎石を撤去した方がいいでしょうか。	碎石は撤去する必要はありません。ただし、不陸整正をすることで段差が生じた場合など整備方法によっては必要になることがありますので、詳細については、事前に市と協議してください。
54	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	臨時駐車場	臨時駐車場は碎石舗装とありますが、利用者の利便性を考慮し、アスファルト舗装など事業者提案は可能でしょうか。	可能としますが、現状復旧の際には撤去が必要になります。
55	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	臨時駐車場	臨時駐車場の現状復旧期限は、施設運用開始後、速やかに実施でいいでしょうか。期限等ありましたら教えてください。	要求水準書質問回答No.51をご参照ください。
56	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	建設業務	臨時駐車場の整備に関して、借地の境界(境界杭等)についての資料をご提示願います。	借地の境界についての資料はありません。
57	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	建設業務	臨時駐車場の整備に関して「使用終了後は原状復旧すること」とありますが、原状で設置されている、倉庫、モニュメント、樹木、水道、電灯設備は一旦全て撤去してよろしいでしょうか。また復旧の際はどの程度まで復旧すればよろしいでしょうか。完全撤去物・現状維持のものがありましたらご提示ください。	倉庫及びモニュメントは、平成30年中に撤去予定です。樹木は、全て撤去してください。ただし、一部の樹木は事前に撤去日を市と調整してください。水道は、地上部分は撤去してください。地下の水道管は残してください。水道メータは、残してください。電灯設備は撤去してください。撤去したものは復旧する必要はありません。
58	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	建設業務	臨時駐車場の整備に関して「使用終了後は原状復旧すること」とありますが、復旧期限がありましたらご教示ください。	要求水準書質問回答No.51をご参照ください。
59	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	建設期間中の業務	臨時駐車場用地に関する地権者との協議及び費用負担は貴市にて行っていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	質問	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	建設期間中の業務	貴市より提示いただいた臨時駐車場用地の利用については、指定された駐車台数を確保すること、施設利用者の安全を確保すること、落札後に地権者の了解を事業者にて得る事を前提に使用範囲や利用方法については提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.49をご参照ください。
61	要求水準書	質問	45	第2	11				備品等整備業務	附属資料6に示された既存施設備品についても、解体撤去業務のなかで廃棄するとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりですが、詳細については市と協議の上で決定します。
62	要求水準書	質問	45	第2	11		ア		備品等整備業務	事業者は備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と十分に協議するものとすると思いますが、事業者側の提案に対し貴市からの要望により変更があった場合は契約額の変更があると解釈してよろしいでしょうか。	現時点では想定していませんので、契約額の変更は予定していません。
63	要求水準書	質問	45	第2	11		イ		附属資料6 備品等設備業務	既存施設備品等一覧の備品について、移設再利用するものがありましたらご指示下さい。	要求水準書質問回答No.61をご参照ください。
64	要求水準書	質問	45	第2	11		イ		附属資料6 備品等設備業務	職印は、既存施設備品等一覧に記載がありますが、備品として整備しますか。	運営上の提案に委ねます。
65	要求水準書	質問	45	第2	11		イ		備品等整備業務	『既存施設備品等一覧を参考に提案』とありますが、祖語等を極小化するために、貴市がお見込みの備品整備の一覧をご開示ください。	運営上の提案に委ねます。
66	要求水準書	質問	46	第2	12		ア		工事監理業務	工事監理は新築工事に対し行い、解体及び撤去は工事監理業務には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	質問	46	第2	12		エ		工事監理業務	「工事期間中に市が個別に発注する工事」とありますが、どのような工事が想定されるのでしょうか。	既存施設の火葬炉の修繕を予定しています。工事時期としては、例年8月から10月を予定しています。
68	要求水準書	質問	46	第2	13	(2)			定期的な検査	大気・悪臭・騒音・振動・水質について、現施設での、測定場所及び測定結果を参考のために開示願います。	別添資料をご参照ください。
69	要求水準書	質問	48	第2	14				所有権移転業務	建物の表題登記を行うことになっていますが、保存登記は不要との理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見内容	回答	
70	要求水準書	質問	48	第2	14		所有権移転業務	地方税法上の最初の取得者が貴市であることを明確にするため、表題登記の申請者は貴市とし、事業者これに必要な事務手続きのみ(司法書士への報酬支払含む)を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
71	要求水準書	質問	50	第3	2	(1)	維持管理業務	業務を遂行するにあたり、損害賠償保険は加入しなければならないでしょうか。加入しなければならない場合、諸条件等がありますでしょうか。	事業契約書(案)別紙3をご参照ください。	
72	要求水準書	質問	50	第3	2	(3)	ア	維持管理計画及び報告	年度事業報告書とは業務報告書・月報を取りまとめた書類との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書	質問	51	第3	2	(4)	イ	市が行う大規模修繕	「16年目以降に市が行う大規模修繕については、これらを判断材料とし実施する」とありますが、事業者は提案時に提出する大規模修繕計画を前提に16年目から20年目の修繕費を計上(16年目から20年目に市が大規模修繕を実施することを前提とし、この期間の修繕費を安く計上)することになり、提案時の大規模修繕計画が実施されない場合、修繕費が不足する可能性があります。市は、提案時に事業者が提出する提案書(当初の大規模修繕計画)に基づいて、大規模修繕を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.10をご参照ください。
74	要求水準書	質問	52	第3	2	(5)		事業期間終了時の対応	「少なくとも事業終了時1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態」とありますが、この期間において、市が実施する大規模修繕が発生する提案・計画は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	質問	55	第3	5	(2)		清掃業務	「日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。なお、清掃項目、清掃回数等は事業者の提案による。」とありますが、特別清掃とはどのような内容を想定されているかご教示願います。	ご提案に委ねます。
76	要求水準書	質問	55	第3	5	(3)		維持管理業務	所定の時間等がありますか。避けてほしい時間帯等があれば教えてください。無ければこちらの提案でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
77	要求水準書	質問	55	第3	5	(4)		維持管理業務	すべて品質保証のあるものとありますが、スポンジや歯ブラシ等の細かい道具にも適用されますか、無いのであれば、判断基準を教えてください。また、これらは御市に対して事前承認を得るなどして対応すればよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
78	要求水準書	質問	55	第3	5	(5)		維持管理業務	適正な処理を行うとは、可燃ゴミは資源化センター、その他は産廃処理でよろしいでしょうか。また、その際の費用は入札金額に含まれますか	前段は、産業廃棄物以外が事業系一般廃棄物として資源化センターへ持込が可能です。古紙などはリサイクルに回すなど、ごみ減量に努めるようにしてください。後段は、ご理解のとおりです。
79	要求水準書	質問	55	第3	6	(2)		維持管理業務	施肥及び病虫害防除に使用する薬品等は、御市の指定薬剤又は使用禁止薬剤等がありますか	市として指定及び禁止薬剤等はありませんが、関係法令等を遵守してください。
80	要求水準書	質問	56	第3	7	(2)		維持管理業務	施設の開場時間外の施錠は、警備員が施錠しなければならないのか。だとするならば、警備員を常駐させなければならないでしょうか	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
81	要求水準書	質問	56	第3	7	(3)		維持管理業務	必要に応じてありますが、例えば仏滅の会葬者が多い時と思いますが、その他にあれば事柄と頻度、会葬者数を教えてください。また、人的警備とは警備業法にのっとった警備業現任教育を受講している者じゃないといけませんか	前段は、友引の翌日は火葬が多い傾向にあります。会葬者の数は把握していません。後段は、運営上の提案に委ねます。
82	要求水準書	質問	56	第3	7	(4)		維持管理業務	巡回は、施設内とありますが敷地内と判断すれば良いですか	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	質問	56	第3	8	(1)		維持管理業務	感染症対策を適切に実施することとありますが、例えば病院清掃における汚染ゾーンに対する対策の考え方でよろしいでしょうか	要求水準を満たす上で、ご提案に委ねます。
84	要求水準書	質問	56	第3	8	(3)		維持管理業務	専門技術者と認められる資格等があれば教えてください	事業者側で確認してください。
85	要求水準書	質問	56	第3	8	(3)		維持管理業務	駆除作業に使用する薬品等は、御市の指定薬剤又は使用禁止薬剤等がありますか	市として指定及び禁止薬剤等はありませんが、関係法令等を遵守してください。
86	要求水準書	質問	57	第3	11		残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務	残骨灰に含まれる有価物については換金し市に返納することとありますが、貴市が想定されている、または現在、売却し収入とされている有価物の金属名等をご教示ください。また、この金額は入札価格に含めないで解釈してよろしいでしょうか。また貴市への返納方法については年度分をまとめて1回程度で返納すると解釈してよろしいでしょうか。	前段は、残骨灰に含まれる有価物は、金、銀、プラチナ及びパラジウム等を想定しています。中段は、残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務は、入札価格に含めてください。有価物の換金額は含めないでください。後段は、基本的には、年間数度程度の予定です。	

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
87	要求水準書	質問	57	第3	11				残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務	「残骨灰に含まれる有価物については、換金し市に返納すること」とありますが、現斎場においてはどのように処理されていますでしょうか。契約形態、手続きの流れをご教示ください。(現状実施されていない場合は想定をご教示ください)	残骨灰中に含まれる有価物を換金し、市に返納する方法を想定し、入札により決定予定です。
88	要求水準書	質問	58	第4	2	(3)	ア		計画及び報告	年度事業報告書とは業務報告書・月報を取りまとめた書類との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.72をご参照ください。
89	要求水準書	質問	59	第4	3	(4)			火葬件数	使用開始時は4件/時で火葬を受付・実施することとありますが、開場時間が8時45分から午後5時となっています。 時間帯別にみると 8:45～8:59 0件 9:00～9:59 4件 10:00～10:59 4件 11:00～11:59 4件 12:00～12:59 4件 13:00～13:59 4件 14:00～14:59 4件 15:00～15:59 4件 16:00～17:00 0件 (開場時間内に火葬を終える条件で想定) 合計28件という解釈でよろしいでしょうか。また、貴市が他の想定をされている場合には具体的な想定をご教示ください。	火葬件数については、将来の火葬件数を踏まえ事業者の提案に委ねます。
90	要求水準書	質問	59	第4	4	(1)			予約受付業務	「開場日においては、電話での施設の予約受付を行うこと」とありますが、予約受付時間は、開場時間と同一に設定する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	運営上の提案に委ねます。
91	要求水準書	質問	60	第4	8	(4)			収骨業務	「収骨トレイへ焼骨の移動等する場合は、地域の風習を考慮し、喪主等の立会いのもとで行うこと」とありますが、要求水準書(案)に関する質問回答No.84にて、現斎場では「直接収骨」を行っているとのこと回答いただいておりますので、「直接収骨」前提で提案すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	質問	61	第4	10				動物・産汚物等の火葬業務	動物の火葬について、要求水準書(案)に関する質問回答において、路上拾得の動物死骸の受け入れはありませんとの回答でしたが、愛玩動物(ペット)のみの火葬に限定すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	質問	61 62	第4	12				物品販売業務	自動販売機や売店、職員駐車場等の目的外使用に関する費用等につきまして、要求水準書(案)に関する質問・回答時に入札公告時に示すとの回答がありましたのでご教示ください。	事業契約書(案)質問回答No.56をご参照ください。
94	要求水準書	質問	62	第4	14	(2)	イ		庶務・広報業務	「パンフレットの内容、部数及び納期については市と協議を行い、決定すること」とありますが、部数によっては見積もる金額が異なります。概ねの部数についてご教示願います。	A4版カラー(8頁程度)4,000部程度及び原版(PDF及び加工可能なデータ)を想定しています。内容及び納期は市と協議にて決定します。
95	要求水準書	質問	62	第4	14	(2)	オ		庶務・広報業務	「急病人への対応に必要なAEDやベッド等の器具を備え、常に使用可能であるように管理すること」とありますが、設置(保管)場所は提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	質問	63	第4	14	(5)			大規模災害時の対応	本施設は災害時の指定避難場所になることはありますか。	要求水準書質問回答No.11をご参照ください。
97	要求水準書	質問	63	第4	14	(5)	イ	(7)	大規模災害時の対応	大規模災害により近隣市町村が被災した場合において…とありますが、貴市が想定されている具体的な近隣市町村名をご教示ください。	愛知県内で火葬場を営業者する市町村及び地方公共団体の組合で締結している「災害発生時における火葬場の相互応援効力に関する協定」に基づき対応を想定しています。また、県外からの要請についても対応をお願いすることがあります。
98	要求水準書	質問	64	第4	14	(9)	ア		その他	年1回の動物慰霊祭の開催とありますが、開催時期が決まっている場合はお教えください。また過去実施した日付をご教示ください。	例年9月又は10月の土日祝日の友引を予定していますが、開催日は動物慰霊祭主催者である豊橋市獣医師会が決定します。 過去3年間の実施日は、以下のとおりです。 平成27年度 平成27年9月13日(日) 平成28年度 平成28年9月19日(土(祝日)) 平成29年度 平成29年10月14日(土)
99	要求水準書	質問	65	第5	2	(2)			業務期間	既存施設の解体・撤去の期限である「平成33年8月」までには、「臨時駐車場の原状回復」は含まれない(平成33年8月以降でもよい)との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書質問回答No.58をご参照ください。
100	要求水準書	質問	65	第5	2	(3)	ア		解体要件	『附属資料7 既存施設平面図を参照』とありますが、解体費の見積もり等に相語等を極小化するために、断面図、構造図等、図面一式をご開示ください。また、既設駐車場用地における既設浄化槽の配置、形状等がお分かりになる図面等もご開示ください。	前段は追加資料をご参照ください。 後段は、要求水準書質問回答No.19をご参照ください。

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
101	要求水準書	質問	65	第5	2	(3)	ア		解体要件	解体及び撤去は現状を確認の上「附属資料7」を参照し行うこと、とありますので解体設計図の作成は不要と考えてよろしいでしょうか。	特に必要ありません。
102	要求水準書	質問	65	第5	2	(3)	イ		解体要件	地中残留物がわかる資料を提示ください。提示資料以外に予期せぬ地中残留物があり、工事費等に増額がある場合、貴市の負担にて対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	前段は、追加資料をご参照ください。 後段は、事業契約書(案)第21条第4項をご参照ください。
103	要求水準書	質問	65	第5	2	(3)	エ		解体要件	既存施設におけるアスベスト調査の結果について公表いただいておりますが、これらの調査結果との相違があった場合には増加する費用等(工期延長等も含む)は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、ダイオキシンに関する調査結果等が公表いただけておりませんが、事業者による調査の結果、ダイオキシンの処理が必要となった場合には、それらにかかる増加費用等(工期延長等も含む)に関しては貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第21条第4項をご参照ください。
104	要求水準書	質問	65	第5	2	(3)	カ		解体要件	『既存施設備品等一覧』にある備品はすべて廃棄するものとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No.61をご参照ください。
105	要求水準書	質問	66	第5	2	(4)			完成図書	完成図において「杭等地中残留物の記録」とありますが、杭等を残置することを貴市として認めていただけ、不法投棄にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	解体において除去した杭等地中残留物の記録を提出してください。地中残留物は全て撤去してくださ
106	要求水準書	質問	附属資料3						ボーリングデータ	附属資料のボーリングデータのみでは支持層の確認が十分にできません。企業選定後、ボーリング調査により想定される支持層より著しく深い支持層が確認された場合の施工費の増加は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第21条第4項をご参照ください。
107	要求水準書	質問	附属資料5						駐車場用地図	臨時駐車場用地の高低の分かる資料をお示ください。企業選定後、高低測量により想定される高さより著しく違いが確認された場合の施工費の増加は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段は、高低の分かる資料はありません。 後段は、事業契約書(案)第21条第4項をご参照ください。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答No.	書類名	質問/意見	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見内容	回答
1	実施方針に関する質問及び意見の回答	質問	1	実施方針4						不動産取得税の課税について	試運転の実施に関する不動産取得税の課税について「入札公告時に示します。」と回答いただいておりますが、該当の記載を見つけられませんでした。入札説明書等の記載箇所をお示しいただけないでしょうか。仮に入札説明書等に記載がない場合は、今回の質問回答においてお示しいただけませんでしょうか。	市で以下の①②の場合は課税対象外であることを課税当局に確認しましたが、事業者でも課税当局と確認・協議等を行ってください。 ①工事完了後に試運転が可能となった場合、試運転可能になった日から起算して6か月以内に所有権を譲渡する場合 ②試運転可能になった日以降に工事が完了した場合、工事完了日から起算して6か月以内に所有権を譲渡する場合
2	実施方針に関する質問及び意見の回答	質問	別紙-1							リスク分担表	要求水準には実施方針のリスク分担表が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問及び意見の回答

回答 No.	書類名	質問/ 意見	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見内容	回答
1	現地説明会	質問							告別室	告別室内祭壇に線香がありました現状どのように使われていますか？	最期のお別れ(仏式の場合)の際に使用しています。